



し、被告一は其の執行委員長となるに至れり。

然るに、同村居住山林業者東地兼吉は同村大字吉田に於ける山林立木を買取り、昭和二年六月中旬頃より被告文治、政治郎、芳太郎並に外十三名の右組合加入の労働者を雇入れ、木材の伐採搬出に従事せしめたるが、其の賃料は至極低廉なるのみならず、請負制度なりし爲め、右十六名の従業員等が其の居所より約二里を距つる山間に於て、終日労働して得る報酬は漸く八、九十錢に過ぎざりしを以て、是等従業員は其の賃金に不満を懷き、其の頃右組合委員長たる被告一に對し右賃金値上の交渉を諮りたるより、被告一は賃金を日給一圓九十錢に値上方要求すべき旨の案を授け、被告文治等従業員は之を東地兼吉に要求したるも、拒絶せられたる爲、該値上交渉を擧げて、組合幹部たる被告一等に一任せり。茲に於て、被告一は先づ同月二十四日より右十六名の従業員に罷業を爲さしめ、一方數名の組合員と共に同日東地兼吉方に到り、同人に對し(一)日給を一圓九十錢とし、(二)罷業中日當を支給すること、(三)將來労働者を雇入るる場合は組合員を優先雇入ること(四)爭議費用を要したるときは全部負擔すべきことの四條件を提案し、交渉を試みたるに、東地兼吉に於ては、日給値上は應諾すべきも、二十四日一日分のみの日當を支拂ひ、爾後事業を中止すべき旨を答へ、其の他の條件は之を拒絶し、容易に交渉纏らざりしが、右交渉中數十名の組合員が其の交渉顛末を見聞

せんとして東地兼吉方附近に集合するや、警察官に於て一時右交渉を中止せしめ、其の後被告一等より交渉再開を求むるも、東地兼吉は警察官の立會の下に爲さんことを提議するに及び、村當局等右兩者間を斡旋せしも其の效なく、事態漸く紛糾せんとするに至るや、同月二十七日東地兼吉は突如其の所在を晦ますに至れり。茲に於て、被告一は右従業員十六名の労働者を爭議團員とし、同村大字森柳瀬島吉方に爭議團本部を置き、同所に右十六名の者を宿泊せしめ、同人等及他の組合員協力して東地兼吉の行方探查に努むと同時に、或は印刷物を各方面に配布し、或は演說會を開催し、東地兼吉を批難攻撃し、仍て組合員の氣勢を揚げたるも、東地兼吉の消息は依然として之を知る能はず、同人に對する交渉を進展するの途なく、爭議容易に解決の見込立たざりしより、其の對策を講究すべく、同年七月二十日頃同村前田仙太郎方に被告一及組合員十數名會合したるが、其の席上に於て當時同村に來合せ居りたる伊達某より爭議解決の爲、示威運動を執行せんことを提議するや、被告一は示威運動を執行せば二三の犠牲者を生すべきに付最後の手段として之を執行すべく、其の日時は追て定むべき旨を告げ、會合者一同をして之が執行の曉は、暴行等の擧に出て處刑せらるべきものあることを悟らしめ、其の後形勢の推移を窺ひ居りたるも東地兼吉の所在は依然として之を知る能はず、到底解決の途なきを看取するや、恰も其の頃名古屋市及宇治山田市より來援したる被

告石川友左衛門及上田辨吉其他の援助を得て、示威運動を執行し、依て多數の組合員を集合せしめたる上、其の氣勢を煽昂し、多衆をして東地兼吉宅又は同人に好意を寄す者に對し、暴行又は脅迫の舉に出でしめ、以て爭議解決の途を開かんことを決意し、

同月二十八日正午頃同村松本榮太郎方に於て、當時名古屋市より應援に來合せたる日本勞動組合中部地方評議員なる被告石川友衛門、堀卯太郎、荒木冬至郎等に對し、被告一より右決意を告げ、其の賛成並に援助を求め、同人等か之を快諾したるに付き、愈々同月二十九日夜組合員の示威運動を執行すべく決定し、次で被告榎谷眞一をして山田市より應援に來合せ、同村古川清左衛門方に止宿し居りたる勞動農民黨三重縣聯合會山田支部員なる被告上田辨吉、野呂新吾、廣田吉太郎の三名に右決意を傳達せしめ、其の應援を求めしに右三名は之に快諾を與へたるより、之が準備として同日夜柳瀬島吉方なる爭議團事務所に數十名の組會員集合し、被告一、友左衛門、卯太郎、辨吉、新吾等も同座し其の席上に於て被告一は集合者に對し、明二十九日夜爭議經過報告並に示威運動を執行すべきにより、各組會員は輕装して同村大字森東漸寺へ集合すべき旨を告げ、次で被告友左衛門は「自分は諸君の力になるが故に、示威運動のときは東地に與する者の前にてしつかり騒げ、僕等は君等の爲此處で屍を曝らすも可なる」旨の演説を爲し、以て組會員に對し示威運動の際は、暴行脅迫

すべきことを暗に諷刺し、被告辨吉も亦組會員等に對し、二年や三年の處分は覺悟せる旨を説きて其の氣勢を煽りたる上、翌七月二十九日夜八時頃被告人全部及組會員約四百名は東漸寺内廣場に集合し、被告友左衛門は被告谷口松藏をして警察官の臨席を防ぐ爲、見張を爲さしめ置き、右集合の場所に於て被告一、友左衛門、冬至郎、卯太郎、辨吉等は交々立ちて孰れも激越なる演説を爲し、聽衆を昂奮せしめたる後、同夜十一時頃被告一が示威運動に移るべき旨を告ぐるや、被告人全部を含む集合者は被告友左衛門の命を受け三列縱隊を組み勞動歌を高唱しつつ同寺内を出發し、(一)同村東地兼吉留守宅附近に差蒐るや、多衆は口々に「叩き殺せ」又は「ヤツツケロ」と叫び、(二)東地兼吉の親族にして同人の事業を援助せる同村柿本嘉兵衛方前に於ては同様喧騒し、且同家に投石暴行を爲し、同家窓硝子一枚戸袋表入口戸一枚を損壞し、(三)同じく東地兼吉の親族辻野タマ方前に於ても同様喧騒し、且投石して屋根瓦數枚及鉢力桶の小部分を損壞し、以て多衆聚合して暴行又は脅迫を爲し、深夜同村字森の靜謐を害したるものにして、右騒擾に際し

(一) 被告一は其の主魁として、前記の如く示威運動を執行して之を多數組會員を參加集合せしめ、其の氣勢を煽昂し、多衆をして暴行脅迫の舉に出でしむべき意圖を以て、前記同時場所に多數組會員を聚合せしめたる上、自己及被告友左衛門、卯太郎辨吾、新吾、吉太郎等をして激越なる演

説を爲さしめて、其の集合者の氣勢を煽昂して多衆をして暴行脅迫に出でしむべき情勢を順致醸成せしめ、多衆が東漸寺を出づる際、集合者に對し列に遅れざる様注意を與へ、自ら多衆の中に在りて指揮督勵し、

(二) 被告友左衛門、卯太郎、冬至郎の三名は七月二十八日前記松本榮太郎方に於て、被告一より前示意圖の下に示威運動を執行すべき旨を告げ、其の援助を求めらるるや、之に賛同し、被告一の畫策に與つて之を援助し、更に翌二十九日夜東漸寺に於て三名共集合者に對し、交々激越なる演説を爲し、且友左衛門、卯太郎は多衆が東漸寺を出づる際、何れも其の先頭に立ち勞働歌を高唱して多衆の氣勢をして自ら喧騒せしむべき情勢を醸成し、以て多衆に率先して其の勢を助け、被告冬至郎は指導者と爲り群衆の列の片側に立ちて之を指揮し、

(三) 被告辨吉、新吾、吉太郎の三名は前記の如く被告榎谷政一を介し、被告一より前記意圖を以て示威運動を執行すべきに付き之か援助を求めらるるや、孰れも之を快諾援助し二十九日夜多衆が東漸寺を出づる際、孰れも其の先頭に立ちて勞働歌を高唱して氣勢を揚げ、

(四) 被告榎谷政一は辻野タマ方住宅に於て、多數の者に率先し、同家雨戸に投石して其の勢を助け、被告柿本彌三郎は柿本嘉兵衛住宅に於て、多衆に率先し、同家格子戸へ投石して其の勢を助け、

(六) 被告下田文治は柿本嘉兵衛方に於て、群衆に對し「ヤレヤレ」と叫び、且同家土塀硝子窓に多數の者に率先して、投石し其の勢を助け、

(七) 被告瀬上政次郎は柿本嘉兵衛方及辻野タマ方に於て、多數の者に率先して、孰れも雨戸へ投石し其の勢を助け、

(八) 被告新田藤太郎は辻野タマ方に於て、多數の者に率先して、雨戸へ投石して其の勢を助け、

(九) 被告前田仙太郎は柿本嘉兵衛方に於て、多數の者に率先して、表入口へ投石し其の勢を助け、

(十) 被告西村藤吉は辻野タマ方に於て、他衆に率先し、雨戸へ投石して勢を助け、

(十一) 被告今原兵五郎は柿本嘉兵衛方に於て、多衆に率先して土塀、硝子窓へ、辻野タマ方に於て、瓦屋根へ投石して勢を助け、

(十二) 被告谷口松藏は辻野タマ方に於て、多衆に率先して、同家雨戸へ投石して勢を助け

(十三) 被告中柄寅之助は辻野タマ方に於ては同家雨戸へ、柿本嘉兵衛方に於ては、同家入口戸へ多衆に率先して勢を助け、

(十四) 被告坂卷式郎は柿本嘉兵衛方に於て、同家入口の戸へ投石して其の勢を助け、

(十五) 被告前中慶助は柿本嘉兵衛方及辻野タマ方に於て、「ヤッツケロ」と叫び柿本嘉兵衛住宅表入







さざるときは同盟罷業を執行することに協定し、同月二十二日其の嘆願書を従業員一同なる名義を以て、被告人愛吉の手によりて右會社工務部長に提出し、同月二十四日正午を斯し其の回答方を促したるに、右會社は之を拒絶したる爲め、同月二十五日午前六時の職工交替時間に同盟罷業を開始し、組合員以外の同會社職工に對しても其の罷業に加擔すべきことを懲憚したる結果、一舉にして同會社職工數二百五名中約百六十名の罷業加擔者を得、廣島市吉島町に中國製紙工場爭議團本部を設置し、且急遽大阪合同労働組合廣島支部を廣島合同労働組合と改稱したり。

而して政造、仙治以外の各被告人は、其の爭議團員と爲りたる處、當時之に加擔したる右會社職工は労働爭議に何等の經驗なき爲め爭議に關する計畫は總て政造、仙治等に於て各地の労働組合より應援に來りたる爭議に經驗ある者と協定計畫し、被告人愛吉を爭議團々長、一惠を副團長とし、其他の爭議團員を警備隊、訪問隊、傳令等に配置し、就中警備隊の任務を數名一團と爲り、爭議團に加入せずして會社に通勤せる職工(以下單に通勤職工と略記す)を會社に往復すべき所謂交替時間(午前は六時及七時、午後は五時及六時)に途中の要所に於て見張りを爲し、該通勤職工に對し會社に出勤せざるべく懲憚することとし、其の實行を爲し來りしより、通勤職工は多數の爭議團員の見張りを爲せる箇所を経て、會社に往復することに付不安の念を懷きつつありたる處、爭議開始後政

造、仙治は同月中右爭議團本部に於て、其他の各被告人等に對し、爭議團員が見張りを爲す場合には檢束を受くる位の覺悟を有せざるべからざる旨及通勤職工に對しては其の通勤を爲さざるに至るべき方法を用ふべき旨を説き、因て暗に爭議團員は見張りに際しては通勤職工に對し、暴行脅迫を加ふべき態度に出づべきことを教唆したるより、爾後爭議團員は見張中通勤職工に對し「大きな顔をして通る喃」よう儲かる喃「川の中に漬けて遣る」等不穩の言辭を弄するに至り、通勤職工は會社に往復する途中に於て見張を爲せる爭議團員より身體に危害を加へらるるに至ることあるべしとの畏怖の念を來し居りたる折柄、偶々同年六月八日發行の中國新聞紙上に柄鐮釘會社の爭議に關し爭議團員が團旗を以て巡查を刺傷したる旨の記事掲載されたる處、政造、仙治は同日前記爭議團本部に於て、爾餘の各被告人其他の爭議團員に對し、柄の爭議に於ては團旗にて巡查を刺傷したるが、中國製紙工場の爭議に關しても從來の如き警備方法を以てするときは、爭議は徒らに遷延するの處あるを以て今後見張を爲すに際しては通勤職工を毆打する位の覺悟を以て警備を嚴重に爲さざるべからざる旨を告げ、因て各被告人に對し見張を爲すに當りては通勤職工に對し暴行脅迫を爲すべきことを教唆したる處、政造、仙治以外の各被告人は右教唆に基き左記の如き犯行を爲したり。(但し昭和二年七月二十七日以前の傷害の所爲は仙治の教唆中より之を除外す)



第一、昭和二年五月三十日午前六時過頃廣島市吉島町三竿三平方前に於て、七、八名の争議團員と共に通勤職工を見張中なりし被告人幸吉は、通勤職工高木保雄に對し「御前は、先日から三日も休んで居つて今頃會社に出るのは吾々の裏切者であるから何れ先では御禮するから、さう思ふて居れ。片つ端から遣つ付けて遣る」と告げ團體の威力を示しながら、同人を脅迫し、因て保雄が會社に通勤することを妨げんと爲したるも、保雄は依然會社に通勤したる爲めその妨害の目的を達せず。

第二、同年六月七日頃の午前五時過前同所附近に於て、通勤職工の見張中なりし被告人三右衛門、道明、靖夫は外數名の争議團員と共に、同所を自轉車にて出勤しつつありたる通勤職工出來尾義威の姿を認め、相共に被告人中に於て義威に對し、暴行を加ふる者あるべきことを認識しながら、同人の通行を妨げ、延て會社への出勤を妨害せんことを共謀し、義威の前面の道路に横一列と爲り、其の通行を妨げたるより、義威は降車の上自轉車を携へて三右衛門と道明との間を通行せんとしたるに、其の間狭き爲め自轉車の把手が道明の身體に觸れたる處、道明は「何をしやあがる」と怒號し、手にて義威の胸部を突き、其の爲め同人は更に三右衛門に觸れたるに三右衛門亦義威に對し「何をする」と云ひながら、同人に寄り掛り因て同人に暴行を加へたるも、義威は之に拘ら

ず、會社に出勤したる爲め、同人の會社に出勤することを妨害するの目的を遂げず。

第三、同年六月九日午前六時前後の頃前同所附近に於て、二十名計りの争議團員と共に通勤職工を見張中なりし被告人時雄、雅雄、高雄、保は其の場を通り掛りたる通勤職工小早川眞之三に對し、相共に被告人中に於て眞之三に暴行を加ふる者あるべきことを認識しながら、同人の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、時雄は「脱帽せい待て」と怒號しながら、眞之三を背後より同人の帶を捉へ、高雄は「今日からは當り前では通さぬ」と云ひながら手にて眞之三の横面を殴打し、雅雄亦手にて同人の胸部を突きて各暴行を加へ、又保は外數の争議團員と共に右暴行の現場附近に於て見張を爲し危害を加ふべき勢を示し、眞之三を脅迫し、因て相共に同人が會社に出勤することを妨げんと爲したるも、眞之三は其の場を逃避し會社に出勤したる爲め其の目的を達せず。

第四、前同日時頃前同所附近に於て、二十名計りの争議團員と共に通勤職工を見張中なりし被告人逸治、時雄、善一、高雄、保は其の場を自轉車に乗りて通り掛りたる通勤職工出來尾義威に對し、相共に被告人中に於て義威に暴行を加ふる者あるべきことを認識しながら、同人の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、高雄は「今迄の様な生優しい事では通さぬぞ」と怒號し、保は「大きな顔をして通るな降りい」と叫びて、共に義威の身體に危害を加ふべき威勢を示したる爲め、義威が降

車したる處、逸治は義威の背後より同人の後首筋へ點火したるままの煙草「胡蝶」を押付けて暴行を加へ、時雄、善一は其の現場附近に於て多衆の爭議團員と共に見張を爲して義威の身體に危害加ふべき威勢を示して同人を脅迫し、因て義威が會社に出勤することを妨げんと爲したるも、同人は其の場を去りて會社に出勤したる爲め之が目的を達せず。

第五、前同日時頃前同所附近にて、二十名計りの爭議團員と共に通勤職工を見張中なりし被告人時雄、三右衛門、善一、雅雄、高雄は其の場を通り掛りたる通勤職工原田熊市に對し、相共に被告人に於て暴行を加ふる者あるべきことを認識しながら、同人の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、善一は「待て」と云ひながら同人の袖を捉へて「出勤せぬ様にして呉れ」と告げたる處、熊市が「家庭が貧乏で出勤せねば食ふ事が出来ぬ」と答へるや、善一は「お互じや」と怒號しながら手にて熊市の横面を毆打し、高雄、時雄、雅雄は其の側に於て熊市を睨み付けて同人に危害を加ふべき態度を示し、三右衛門は「君と僕とは友達じやから餘り長く通勤すると暴行を加へると云ふことを以前から忠告して置いたではないか」と叫びて、相共に多衆の威力を示して暴行脅迫を爲し、因て熊市が會社に出勤することを妨害せんと爲したるも、同人は其の場を逃去りて會社に出勤したる爲め其の目的を遂げず。

第六、前同日時頃前同所附近に於て、二十名計りの爭議團員と共に通勤職工を見張中なりし被告人詮永、逸治、時雄、善一、雅雄、高雄は其の場を通り掛りたる通勤職工金田重太郎に對し、相共に被告人中に於て重太郎に暴行を加ふる者あるべきことを認識しながら、同人の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、雅雄は「脱帽して通れ」と怒號しながら手にて重太郎の頭部を毆打し、續いて時雄、高雄も亦手にて重太郎の頭部を毆打し、因て重太郎に鼻粘膜の血管破裂に由來する衄血を出さしめ、詮永、逸治、善一は右暴行の現場附近に於て多衆の爭議團員と共に見張を爲し、重太郎の身體に危害を加ふべき威勢を示して同人を脅迫し、因て共に重太郎が會社に出勤することを妨害せんとしたるも、同人は其の場を避けて會社に出勤したる爲め出勤を妨害するの目的を遂げず。

第七、同年六月上旬午後六時頃前同所に於て、十名計りの爭議團員と共に見張中なりし被告人時雄、善一は其の場を通り掛りたる通勤職工堺井義夫に對し、同人の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、時雄は「よう平氣で會社に行く喃川の中に放り込むから用心して居れ」と怒鳴り、善一は其の側に在りて兩手を腰に當て肩を怒らせて義夫を睨み付け、相共に多衆の威力を示して危害を加ふべき態度を示し、義夫を脅迫して、因て同人が會社に通勤することを妨害せんと爲したるも、

義夫は右脅迫ありたるに拘らず、會社に引續き出勤したる爲め其の目的を遂げず。

第八、同年六月十六日午前十一時過頃争議團員たりし宮崎吾一郎が、前記會社に就職の嘆願に到りたるも會社より之を拒絶されて其の門外に立出でたる處、被告人雅雄は同人を前記争議團本部に拉致し、十數名の争議團員の居りたる個所に於て、被告人仙治は吾一郎に對し「會社に行くなら何故本部に云ふて行かぬか君は僕に掛つて來る積りか來るなら來い」と怒號し、所携の煙管を以て同人の手の甲胸の邊膝頭等を突き、雅雄は「エー遣つ付けろ」と叫びて手拳にて數回吾一郎の下顎部を突き、又被告人道明は手にて吾一郎を毆打し、相共に多衆の威力を示して同人に暴行を加へ、第九、前同日午後三時頃右會社正門附近に於て、三、四名の争議團員を共に通勤職工を見張中なりし被告人時雄は、其の場を通掛りたる通勤職工中川利春に對し、同人が會社に出勤することを妨害せんが爲め「君はあれ程云ふのに未だ會社に通ふか判らんか」と怒號しながら、利春の袖を捉へ右手を振上げ同人を毆打せんと爲したるも、利春は其の場を振切りて會社に逃避出勤したる爲め出勤妨害の目的を遂げず。

第十、同年六月中旬頃の午後六時頃前記三等三平方附近に於て、被告人幸吉は通勤職工原田熊市に對し「前には擦り様が柔かつたから今度は通勤すれば酷い事をするぞ」と叫びて同人を脅迫し、因て熊市が會社に通勤することを妨害せんと爲したるも、熊市は引續き會社に出勤したる爲め通勤を妨害するの目的を遂げず。

第十一、同年六月中旬午前六時過頃右會社西南角より約二、三十間西方の廣島市吉島町に於て、被告人道明、保等は當時通勤職工たる女工が争議團員より暴行脅迫を受くるの虞ありし爲め、坂本作太郎、坂本七郎の兩名に於て刻女工を護衛して會社に出勤しつつありし姿を認め、外十數名の争議團員と共に作太郎及び七郎を取圍み、保は七郎の腕を捉へたる上右兩名に對し「女工の送り迎へを爲す時は此方にも考がある」と怒號し、道明は長さ約二尺の板切を携へ右兩名の背後に廻りて氣勢を添へ、共に多衆の威力を示して右兩名の身體に危害を加ふべき態度を示し、以て同人等を脅迫し、

第十二、同年七月九日午後十一時頃右會社正門附近に於て、被告人愛助は外二名と共に見張中、通勤職工立木仁右衛門が争議團員より暴行を受くることを怖れて會社内へ宿泊し居り、夜陰に乗じ争議團員見張の隙を窺いて自宅に歸らんが爲め、右會社正門附近に居りたるを認め、同人をして會社に出勤せしめざる爲め同人に對し「君等は随分洒落した事をする」と叫びながら手にて仁右衛門の頬を毆打し、且自ら穿ち居りたる下駄を脱ぎて之を同人に投付け、依て仁右衛門に對し治療

約一週間を要する右足背部打撲擦過傷を蒙らしめたるも、同人が依然會社内に在りたる爲め會社に出勤することを妨害するの目的を遂げず。

第十三、同年七月十日午後六時頃被告人高雄は渡船にて上記三等三平方前石崖下に着したる處、其の場に於て右渡船を待合せ居りたる通勤職工小早川眞之三の姿を認めたる爲め、同人に對し「未だ會社に行つて居るのが只では置かぬぞ、川の中に踏み込んで遣らうか」と怒號して同人を脅迫し、因て眞之三が會社に出勤することを妨害せんと爲したるも、眞之三は之が爲め會社に出勤することを廢せざりし爲め其の目的を遂げず。

條十四、同年七月中旬午前十二時過頃前同所に於て、通勤職工を見張中なりし被告人時雄、綽、高雄は其の場を通り掛りたる通勤職工高木保雄に對し、同人の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、綽は「こら人の禪で相撲を取る様なことをすれば先では容赦せぬぞ、片つ端から遣つ付けて遣る」と怒號し、時雄、高雄は其の側に在りて團體の威勢を示して同人の身體に危害を加ふべき態度を示し、相共に保雄を脅迫し同人が會社に出勤することを妨害せんと爲したるも、保雄は其の儘會社に出勤したる爲め出勤を害妨するの目的を遂げず。

第十五、同年七月中旬午後三時過頃右會社裏門附近に於て、被告人詮永は通勤職工灘野龜太郎に對し、同人を會社に出勤せしめざる爲め「よう君等は仕事に行くか儲かるだらう」と叫びながら龜太郎の背後より被告人の右足を龜太郎の右足に引懸け右手にて同人の肩を押して龜太郎を其の場に轉倒せしめんとしたるも、同人は直に裏門より會社内へ逃込みたる爲め出勤妨害の目的を遂げず。

第十六、同年七月十八日午前三時頃被告人雅雄は右會社西南角に於て、見張中爭議團員の隙を窺ひて會社に出勤せんとする通勤職工松岡要の姿を認め、同人をして會社に出勤せしめざる爲め「おい待て會社に行くのか」と怒號しながら所携の長さ約三尺の棒を以て要の左頸部を毆打し、因て同人に加療約五日を要する打撲傷を蒙らしめ、要をして其の負傷部の疼痛の爲め當日會社に出勤すること能はざるに至らしめ、

第十七、同年八月四日午前五時四十分頃上記三等三平方附近に於て、外數名の爭議團員と共に通勤職工を見張中なりし被告人詮永正介は、其の場を通り掛りたる通勤職工行政健一に對し、相共に被告人中に於て健一に暴行を加ふる者あるべきことを認識しながら、同人の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、正介は健一に對し「話があるから待て」と叫びたる處、健一は「交替時間間がないから夕方にして呉れ」と答へたるに、正介は「何につ」と云ひながら健一の背後より同人の帯を掴み、且手にて健一の後頭部を強く毆打し、詮永亦手拳にて健一の右眼脰上部を毆打したる爲め

九〇  
同人は之に畏怖し、迂回して會社に出勤せんが爲め其の場を逃避し、右會社西南角に到りたる處、更に其の場に於て他の爭議團員が通勤職工に對し暴行を加ふべきことを認識しながら通勤の妨害を爲さんが爲め見張中なりし被告人雅雄は健一に對し「會社に行くんじやらう」と怒號しながら健一の顔面を手にて殴打したる爲め、右同人は各被告人の暴行により治療五日を要する右眼眼皮下溢血竝頂部打撲傷を蒙りたるも、尙會社に出勤したる爲め出勤を妨害するの目的を遂げず。

第十八、同日午前六時頃右會社西南角に於て、十數名の爭議團員と共に見張中なりし被告人實、善一、綽、雅雄は會社に出勤せんが爲め其の場を通り掛りたる通勤職工西林源次の姿を認め、相共に被告人中に於て源次に對し暴行を加ふる者あるべきことを認識しながら、多衆の威力を示して同人の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、善一は源次に對し「よう通ふ喃」と告げたる處、源次は「遊んで居つても仕様がな」と答へたるに、善一は「仕様がな、ことがあるか」と叫び、手にて源次の横面を殴打し、同人を其の側の小溝中に落し、實は源次に對し歸れ〜と怒號しながら同人の肩を殴打し、綽、雅雄は其他の爭議團員と共に其の附近に於て見張を爲して源次の身體に危害を加ふべき威力を示したるより、源次は之等の暴行脅迫の爲めに畏怖し、會社に出勤することを斷念して歸宅したる爲め、各被告人は源次の出勤を妨害するの目的を達し、

第十九、前同日午後六時十分頃上記三等三平方附近に於て、被告人政造、仙治、愛吉、詮永、良郎、松夫、堅一、時雄、實、三右衛門、善一、靖夫は他の十數名の爭議團員と共に通勤職工を見張中通勤職工藤井博吉、炭本九市、上田悟、香川善吉、高木保雄が連合ひて其の場を通り掛らんとするや、右被告人は相共に被告人中に於て右の通勤職工に對し暴行を加ふる者あるべきことを認識しながら、多衆の威力を示して其の會社への通勤を妨害せんことを共謀し、他の爭議團員と共に同所の道路上に立塞がり、僅に川岸に沿ひたる個所のみを通路として残したる爲め、前記五名の通勤職工は其の個所を通行中、被告人三右衛門は博吉及九市に對し「おい待て」と怒號したるも、右兩名が之に答へずして其の場を逃避したる處、三右衛門は尙右兩名を追掛けて危害を加ふべき態度を示し、又時雄は手にて悟を殴打せんとしたる處、悟は身體を轉じ左手にて時雄の手を受けたるに、悟の身體が善吉に觸れたる爲め、善吉は干潮時の川中に墜落し、因て善吉をして治療三日を要する右足關節部捻挫症を蒙らしめ、更に堅一は手にて保雄の肩を突きたる爲め、保雄は川中に墜落し、因て治療三日を要する臀部打撲症を蒙らしめ、其他の各被告人は右暴行脅迫の現場に於て、各通勤職工を取圍み、口々に喧騒を極め、多衆の威力を示し、右通勤職工の身體に危害を加ふべき態度を示し、右五名の通勤職工を脅迫し、因て同人等をして會社に出勤せざるに至ら

しめんと爲したるも、右五名の通勤職工は引續き會社に出勤したる爲め出勤妨害の目的を遂げず。  
 第二十、前同日午後六時二十分頃前同所に於て被告人政造、愛吉、一惠、詮永、良郎、松夫、堅一、逸治、房一、道明、實、三右衛門、綽、正介、靖夫は他の十數名の爭議團員と共に通勤職工を見張中、其の場を通勤職工行政健一が通り掛るや前項記載の如き認識の下に、健一の會社への通勤を妨害せんことを共謀し、健一に對し一惠は「遠慮して通れ」と叫び、道明は「待て」と怒號し房一は「おい君待て」と怒鳴りて健一の手を捉へ、三右衛門は「少々は遠慮して通れ」と叫びながら平手にて健一の横面を打殿し、綽亦健一の手を捉へて同人を殿打し、其他の各被告人亦前同様其の現場に於て喧騒を極めながら、健一を取囲み多衆の威力を示して同人の身體に危害を加ふべき氣勢を示して健一を脅迫したるも、同人が引續き會社に出勤したる爲め其の目的を遂げず。

第二十一、前同日午後六時二十五分頃前同所に於て、外十數名の爭議團員と共に見張中なりし被告人政造、仙治、愛吉、一惠、詮永、良郎、松夫、堅一、逸治、房一、實、綽、正介、靖夫は其の場を通り掛りたる通勤職工丸本武市に對し、第十九項記載の如き認識の下に、其の會社への出勤を妨害せんことを共謀し、武市に對し實は「待て」と叫び、綽は其他の者と共に武市の背後より同人を殿打し、房一は手にて武市を突きて同人を自轉車と共に川中に墜落せしめ、其他の各被告人

は右暴行の現場に於て武市を取圍みて多衆の威勢を示し、同人の身體に危害を加ふべき態度を示して脅迫を爲し、因て同人をして右暴行により全治十三日を要する足關節捻挫傷並擦過傷を蒙らしめ、其の負傷の爲め爾後十三日間右會社に出勤すること能はざるに至らしめ、其の出勤を妨害したるものなり。

大 阪 地 方 審 判 所		第 二 審		上 告 審		職 業		氏 名		犯 時
罪 名	意 見	結 果	意 見	結 果	意 見	結 果	職 業	氏 名	年 齡	
暴行	懲一年	三、六、三	懲一年	五年猶豫	懲一年	五年猶豫	労働組合 事務員 晒職工	田淵富士逸	三	
同	同	同	同	同	同	同	同	小林二三郎	四	
同	同	同	同	同	同	同	同	吉田正太郎	三	
同	同	同	同	同	同	同	同	岡澤淺治郎	三	
同	同	同	同	同	同	同	同	高橋幸吉	三	
同	同	同	同	同	同	同	同	崔 翰 生	三	
同	同	同	同	同	同	同	同	文 乘 俊	三	
同	同	同	同	同	同	同	同	韓 明 淑	三	
同	同	同	同	同	同	同	同	金 承 一	元	

昭和二年







二三郎は同町被告人吉田正太郎方に於て、多衆争議團員と共に森田森作、山本工場等に殺到し暴行せむことを謀議し、其の首魁者となり之を争議團員に傳へ、同日午後一時過被告人等は他の約百數十名の職工と共に喧騒して、前記森田森作及山本工場に殺到し、騒擾をなしたるものにして、其の際

被告吉田正太郎、岡澤淺治郎は多衆の先頭に立ち之を指揮し右各工場に殺到侵入し、

被告人は小林二三郎は多衆に率先して、右各工場に殺到侵入し、森田工場に於て同工場主森田光造の胸を突く等暴行を爲して勢を助け

被告人高橋幸吉は山本工場に於て多衆に率先し、木の棒を打振り遣れ遣れと呼びて勢を助け、

被告人文秉俊は多衆に率先して、森田工場に殺到侵入し、同工場内に於て硝子戸を破壊して勢を助け、

被告人金承一、安中浩、鄭順道は多衆に率先して、森田工場に殺到侵入し、同工場内に於て倉橋事大西幸太郎を毆打して勢を助け、

被告人韓明淑は多衆に率先して、森作工場に殺到侵入し、同工場内に於て就職せる氏名不詳の職工を毆打して勢を助け、

被告人福述は多衆に率先して、森作工場に殺到侵入し、早く行け行けと叫びて勢を助け、

被告人崔翰生は多衆に率先して、山本工場前に於て川畑彌平に投石して勢を助け、

被告人文秉祐、金奉淑は多衆に率先して、山本工場に殺到侵入し、同工場内に於て巡查佐々木春人が騒擾現行犯人を逮捕したるに同巡查に暴行し、其の犯人を脱還して勢を助け、

被告人高昌玉は多衆に率先し、山本工場に殺到侵入し、同工場内にて板片を打振りて勢を助け、

被告人北澤清吉、浦部盛藏、森轉、竹内宇三郎、村上一雄、西野虎雄、松岡義之助、田中此治郎、

寺西長太郎、李甲年、尹辛生、成永友、李範五、任京春、孫炳楨、安斗元、張昌珠、姜友仙、姜

海先、李達寶、元尙學、高峰翼、朴萬述、任武淑、李万順、尹榮鶴、梁南浩、任仕生、金承平は

多衆に隨行して、右森田森作、山本工場に殺到侵入したるものなり。

戸 神		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		職 工	年 齡	犯 時
傷 害	罪 名	伊 丹 區	第 二 審	上 告 審	職 業	氏 名	職 工	年 齡	犯 時	廣 岡 德 松	一 八	
罰 二十	意 檢 見 事 結 年 月 日 了 結 果	罰 二十	意 檢 見 事 結 年 月 日 了 結 果	意 檢 見 事 結 年 月 日 了 結 果								
		三、九、二六										

犯 罪 事 實 (略 式)





の場に到れる本庄支部員被告人小野寺坂里は支部幹部より之を開きて加擔し、翌十月一日午前四時頃被告人岩内善作を除きたる他の被告人十八名は豫定に従ひ右工場東側の柵を乗り越へて不法に工場内に入り、庄子銀助、小林正椿外數名は當時作業中の製綿工場紡績部第一、二號工場の發動機の電流を遮断して機械の運轉を止め、同人等及其他の者一同は作業中の女工等に對しストライキにて危険なる故工場外に出でよと叫び、續いて女工寄宿舎に侵入し同様に叫喚して、女工を狼狽せしめ之を工場外に追ひ出し、内約百名を神保原村大字石神岩田市太郎方に連れ行き、被告人岩内善作は神保原村に於て右女工收容の任に當り依つて右工場の業務を妨害したるものなり。

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業		氏 名		犯 時	
罪 名	檢 事 意 見	結 了 年 月 日	結 果	檢 事 意 見	結 了 年 月 日	結 果	檢 事 意 見	結 了 年 月 日	結 果	職 業	氏 名	年 齡	犯 時
暴 力	同 罰 三十 圓	同 三、一、三	同 罰 二十 圓							醸造工	小泉與三太郎	五	
											金子周吉	六	

犯 罪 事 實 (略 式)

被告人兩名は、野田醬油株式會社醸造工にして日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員なる處、

昭和二年九月十六日以降係争中なる會社對右労働組合野田支部員間の労働争議に關し、被告小泉は右争議團防備班長として、又被告金子は同副班長として、外數名の組合員を引率し同年九月三十日夜野田町内警備に從事中、翌十月一日午前一時三十分頃同町道路に於て、偶々右會社重役茂木佐平治方雇人坂卷政吉が主用を帯び人夫齋藤善吉を同伴して通行するを認むるや、何れも労働組合たる多衆團體の威力を示し、直に被告小泉は、右兩名を呼止めたる上、先づ齋藤に對し、「汝は労働組合に加盟し組合章迄與へられ居るに拘はらず資本家に入出し其番頭と同伴するは吾々労働組合の内情を探り密告する者にあらずや」と詰問し、同人が既に労働組合は脱退したる積りなりと答ふるや、其傍に居りたる被告金子は、之を憤り組合の裏切者毆つてやれと叫び空拳を以て其横顔等を數回毆打暴行し、尙被告小泉は同人に對し、「若し今後資本家に味方することあらば労働組合に於ては常に見張りを出し置く故直に判明するぞ」と脅迫し、更に被告小泉は其場を免れたる坂卷の歸路を要し、同人を同所石川料理店内に呼込み他の組合員をして外部を警戒せしめ同人に對し「労働争議永續するに於ては多數労働組合員は食ふと食はざるの界に至るべく、然る時は先づ野田町内の電燈を消し以て暗黒となしたる上、第一に龜甲萬(茂木佐平治を指す)と柏屋(茂木七郎右衛門を指す)の首を貫ひ、尙は誰れ彼れの別なくやツつける。自分は個人として汝の主人に恩顧はあるが、労働組合の幹

都として多数組合員の爲めに争議をして居るのであるから己むを得ない故、此事を歸つて主人に傳達せよ。云々と威嚇し以て坂巻を通じて茂木佐平治を脅迫したり。

戸神		第一審		第二審		上告審		職業氏名	犯時
脅迫	罰五十	意見見	結了年月日	結果	意見見	結了年月日	結果	貝鉦工 土谷謙一	三
	三、二、三			無罪					
	罰八十	意見見	結了年月日	結果	意見見	結了年月日	結果		
	三、三、三			懲二月					

犯罪事實(判決)

被告人は兵庫縣津名郡洲本町に本部を有する労働組合労働向上會の争議部員なる處、同會なる同町淡路製陶株式會社の職工約九十名が昭和二年十月五日より同盟罷業を爲したるを以て、同争議幹部として之を應援中、同會社職工にして右向上會の組合員に非らざる同町炬口西岡辰藏(當時三十六年)が右罷業に参加せずして同會社に日々出勤し居りたるより、同月十日午前七時頃同町八幡神社に到り、同組合員なる神代音吉をして右辰藏を同神社の境内に連行せしめ、辰藏が右罷業に参加する義務なきに拘す、同人を之に参加せしめんとし、同人に對し再三罷業に参加すべく要求したるも、同人が右組合員に非らず且罷業に参加するに於ては生活に困難を來すの故を以て、右要求を拒絶

したるより、強ひて之に参加せしめんとし、手にて同人の肩を二三回毆打し、以て暴行を用ひ、同人をして義務なきことを行はしめんとしたるも、同人が其の場を逃走し、其の後引續き同會社に出勤したる爲め、其の目的を遂げざりしものなり。

註。検事は暴力行等處罰に關する法律違反と認めたり。

千葉		第一審		第二審		上告審		職業氏名	犯時
脅迫	懲二月	意見見	結了年月日	結果	意見見	結了年月日	結果	醸造工 柴山清四郎	三
	三、三、三			懲二月					
	二年猶豫								

犯罪事實(公訴)

被告は、野田醤油株式會社職工にして日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員なる處、大正十五年九月以來野田労働争議に關し労働組合員たる寺田甚五郎が、數日來病氣届を提出したる儘争議に出勤せざる爲め、或は罷業の裏切を爲すものに非ずやと疑ひたる結果、同人の病氣見舞を口實に組合員相原愛太郎を伴ひ、昭和二年十月十八日其眞疑を確むべく右寺田方を訪ひたる處、折柄自宅前畑中に於て耕作に従事し居りたる爲め、同所に到り、豫て同組合争議委員長會議に於て決議し



第二、被告張谷は、右野田支部總會に於ける前項掲記の申合せに基き、同月十五日午後九時頃より罷業組合員約三十名と共に自ら指揮者となり前記同一場所に出動し張込警戒中、偶々同夜十一時頃第十七工場工員藤井喜一が活動觀覽の歸途自轉車にて同所に差掛りたる際、被告張谷は、藤井の乗用せる自轉車の前面に立り其ハンドルを押へて前進を阻止し、多數組合員にて同人を包圍したる上、相被告山口と共に労働組合たる團體の威力を示して、同人を推問し、尙ほ山口外多數組合員をして殴打暴行を爲さしめ、

第三、被告内海、岡野、野口、原田等は前記野田支部總會の申合せに依り、同月十六日前掲同一場所に出動し張込中同日午前六時十分頃第十七工場工員横張善市が會社に出勤の爲め自轉車にて同所に到りたる際、被告等の中一名が同人の乗用せる自轉車のハンドルを押へて其前進を阻止し且つ多數にて之れを包圍したる上労働組合たる團體の威力を示して、被告内海より同人に對し同情罷業を強要したるも、横張が快諾せざるを憤り、直に被告等は張込中の多數組合員と共に手拳を以て同人を殴打暴行し、

第四、被告染谷、岡野、野口等は、右爭議に關し同會社第三工場機關手福田正三が右組合に加入せず依然出勤し居る爲め同人をして同情罷業を爲さしめんと目的を以て、右三名共謀の上、昭和

二年九月十八日被告染谷は四回被告岡野、野口は各二回何れも相携へて其留守宅を訪問し、福田の内縁の妻一柳ふよに對し、被告野口は「第十七工場の如き警戒嚴重なる工場にさへ忍込み煙突に赤旗を立てる様な大膽なる爭議團員もあることなれば、第三工場の如き小工場には如何なる亂暴者が這入らぬとも計り難き故、福田に煙突から煙を出さぬ様注意し早く歸宅せしむべし」との趣旨を通告し、被告岡野は「農學校附近に於ても最近第十七工場の工員が吾々爭議團員に殴打せられし實例もあることなれば、何時如何なる暴漢が現はれぬとも知れざれば、夫福田を呼戻す方可ならん」との趣旨を通告し、以て労働組合たる多衆團體の威力を示して一柳を脅迫し、

第五、被告石塚は、前掲爭議に關し労働組合員にして同盟罷業に参加し居りし宮澤啓助が右同盟契約を裏切り同年十月十八日頃より野田醬油株式會社に出動し居ることを探知したる爲め、同月二十二日午前十一時頃右宮澤方に到り、同人實母宮澤くまに對し、労働組合たる多衆團體の威力を示し、宮澤啓助が同盟罷業を裏切り出社したる理由を問責し且裏切者として相當處罰を加ふるに付労働爭議事務所迄同行すべしと脅迫し、更に之れを拒否せるくまの右手を掴み同家上り端より入口敷居際まで引出し以て暴行したり。





委員に選定し、右會社に對する十五ヶ條の要求事項を決議し、被告高山治郎市以外の各交渉委員は同月十八日右郡山支店に赴き、第三應接間に於て同會社郡山支店長藤田平重郎及本社營業部長渡邊秀治に面會し、尙同會社常務取締役西山龜太郎の出席を促し、同人等の面前に右要求事項十五ヶ條列記の書面を提出し其の實行の承諾を求めたる處、同會社としては該要求事項中六ヶ條は既に實行し居り、又は當然遵守すべき事項なるを以て爾餘の九ヶ條に付き同月二十九日午前十時を期し確答すべき旨返答を得たるより、第二次の會見に先ち同月二十三日「雨か風か會社の出様一つで吾等は需要者恒久の幸福の爲めには嵐何ぞ厭はん、準備既に成れり。飽迄闘はん、監視せよ、狡猾なる東部電重役云々、郡山地方電燈料値下同盟」と記したる宣傳ビラ數千枚を郡山市の内外に撒布して氣勢を擧げ、前約に従ひ翌二十四日午前十時右交渉委員中渡邊兵佐を除きたる各被告は被告高山治郎市と共に右郡山支店二階第三應接間に於て藤田支店長、渡邊營業部長に面會したる處、其の要求拒絶せられたるより被告等一同孰も之を憤慨し、同會社重役等を罵倒し、或は被告鈴木臂岡が吾々需要家中食ふに困る者あれば君が食はして遣るか云々と詰り、或は其の隣室迄追隨し來れる同盟員數十名が交渉委員等に對し晝食を供し、或は布團の用意あり、他の重役等と呼べ、重役等來らざれば何時迄も歸るな、擲れ、云々と暴言して勢援し交渉委員は右支店長等の退去を妨げて同夜午後八時過に

至るも退散せざるより、右渡邊營業部長等は己む無く右要求は本社重役と會見し解決するに如かず、若し重役が支障ありて會見せざる場合は會社の委任に因り責任ある回答を爲すべき旨申出でたる處、右交渉委員等は翌日之が回答を得ることを約し退散したり、而して右交渉中被告柏木が「即刻聲援せよ會社には全然誠意なし、我等は死すとも此の儘にては歸れぬ、全需要家諸君直に蹶起して會社に監視し、吾等を督勵せよ、交渉委員一同」と文案したる宣傳ビラ數千枚を印刷し、即日之を郡山市内各所に撒布し、更に被告日沖、柏木等二三の幹部の協議に依り翌二十五日「決裂か、解決か、今日に迫る、昨日の交渉の結果、今日午後六時より東部電郡山支店に於て橋本社長が前島副社長と會見することになった、交渉の經過は窓口から報告する會社を監視せよ吾等を督勵せよ交渉委員一同」と印刷したる宣傳ビラ數千枚を郡山市内に撒布し、同日夕刻より多數同盟員を右郡山支店附近に集合せしめ多衆の威力を背景とし右會社をして其の要求に應せしめんと欲し、同日午後六時過前同様被告等は被告鈴木臂岡の附添人なる被告國分榮次郎、五十嵐彦太郎等と共に前示第三應接間に赴き前夜の回答を促したるが、此の時前兩度の會見に於けるが如く郡山在住の各新聞記者が傍聴したるより、被告江川も新聞記者として其の場に傍聴したり、然るに同夜午後八時頃右交渉の結果を知らんとする者又は偶然同所を通行する者等右支店前元安積郡役所附近に漸次相集り既に數千名に達

したる折柄、渡邊營業部長は藤田支店長と共に被告等の面前本社長より要求は考慮の餘地なし拒絶の件を右兩名に委任すとの電報ありたる旨を告げ、該要求を峻拒し、被告人等に退去を求め右渡邊藤田の兩名も直に其の場を立去らんとするや、被告鈴木は大聲にて座れ未だ當方に用がある卑怯だ逃げなると叫び、被告日沖も亦渡邊營業部長の腕を押へ、被告貝山は藤田支店長の腕を押へ、其の他被告も總立となり渡邊、藤田等の身邊に立塞り、強ひて其の席に就かしめ、其の退去を阻止し、其の態度不誠意なりと難詰し、更に理解ある郡山在住の重役を呼べと強要して承諾せしめ、同會社監査役太田三郎が同夜十時四十分頃郡山驛着の汽車にて福島市より歸宅するを聞知し、被告貝山は被告等と協議し太田三郎を迎ふる爲め、郡山驛に赴きたるも太田三郎が下車せざるより再び右支店に戻りたるが、其の往復共期せずして數百名の者之に追従して勢援し、或は藤田支店長が重役根本祐太郎を迎ふる爲め外出するや、更に前示の如く群集中より數十名之に同行し孰も氣勢を添へ、尙ほ被告等は太田三郎が途中本宮に下車したりと聞き直に會社より自動車を以て同人を迎へよ、同時に本宮居住の重役小松茂藤治をも同伴せしめよと強要し、其の承諾を得、其の前後階上右應接間に於て被告高山、江川、鈴木、日沖等はメカホンを以て時々其の交渉の顛末を群集に報告し、或は吾等は解決せざる中は死すとも退去せすと叫び、群集之に和して喊聲を揚げ、被告鈴木が群集は顧客

なるを以て社外寒天に立たしむるは氣の毒なり、太田三郎等が來社する迄同社内に入れしめよ、之に應ずること能はずんば其の理由を窓口より群集に向ひ拶揆せよと迫るや、其の場に之を聞き居りたる被告國分、貝山等は沈黙し着席し居りたる藤田支店長を腰掛けたる儘窓口近く持運び、被告國分はメカホンを其前に押付けたるも同支店長自ら之を避けたるより窓口より直にメカホンを以て、會社の群集の入場を拒みたる旨を告げたるに、群集大に激昂し、或は支店長及營業部長の家屋を焼き拂へ、又は室内に入るも差支なし杯内外喧嘩を極めたるより、渡邊營業部長等は大に之を畏怖し、再三其の場より遁れんとしたるも、被告等之を警戒し、特に被告國分、五十嵐等をして通路を監視せしめ其の退去を阻止し、或は被告貝山が遁れんとする渡邊營業部長を見て其の場の椅子を取り其の後より投付けんとしたるを遮られ、時既に深更に及びたるも、被告は頑として退散する模様無かりしより、社外を警戒し居りたる警察官が先づ外部の群集に對し解散を命じたるに、窓口より之を目撃したる被告高山が警察官は民衆の敵りと叫ぶや、右應接室附近に警戒し居りたる警察官が其の不隱の言を聞き檢束したる處、被告日沖、貝山、國分等其の後を追ひ引戻さんとしたるを以て、右渡邊、藤田等が其の隙に乘じ重役室に逃込みたるに、被告日沖、貝山、國分は之を見て渡邊、藤田の兩名を取押へんとして追跡し、重役室の戸口に差迫り、愈混亂状態に化したるより、警察官は即

時被告日沖、貝山、國分等を檢束し、翌二十六日午前零時半頃被告等退去の途次相次で檢束せられたるものにして、要するに該同盟が右會社に其の要求事項に付き交渉開始以來、被告鈴木、日沖が首腦者として其の折衝の任に當り、被告高山、柏木、貝山等も共に其の策動を謀議し、被告江川は交渉委員にあらざるも、被告高山と共に主としてメカホンを以て群集に對する報告を擔當し群集の聲援を得、被告野川、川名は他の被告等と共に重役の招致を強要し、或は右渡邊、藤田等の退去を阻止し、被告等共に多衆の威力を示し、暴行脅迫を爲し、以て其の要求を貫徹せんとしたるものなり。

備考

本件犯行の動機は、昭和二年九月一日東部電力株式會社郡山支店が郡山労働組合の爲したる従業員待遇改善要求を峻拒したるより、同組合は之が報復を劃策に腐心中、偶々被告鈴木臂岡が郡山に來たりたるを好機とし右會社支店と電燈料値下問題を交渉せんとしたるに起因す。

葉千		葉千	
暴力	罪名	松戸區	第二審
圓罰三十	意檢見事	年結了	年結了
三、一、七圓罰二十	結果	結果	結果
	意檢見事	年結了	年結了
三、三、二取	結果	結果	結果
	意檢見事	年結了	年結了
	結果	結果	結果
醸造工	職業氏名	逆井三郎	三
	犯時		

犯罪事實(略式)

被告逆井三郎は、野田醬油株式會社醸造工にして且日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員なる處、昭和二年九月以來の労働爭議に關し、會社側に於ては、種々の奸策を用る労働組合を壓迫し、且罷業職工の復職勧誘に全力を傾注せるに憤慨し、同年十一月三日午後七時頃組合員數名と共に同町内を防備巡廻中、偶々同町中野臺地先路上に於て同會社第六工場店員矢口七郎に出會するや、同行せる多衆組合員と共同して同人を追跡し第六工場附近に到りたる際、其後方より同人の襟首を掴み引倒さんとし、尙拳固を以て其頭部を毆打暴行したるものなり。

葉千		葉千	
脅迫	罪名	松戸區	第二審
同罰三十	意檢見事	年結了	年結了
三、二、三圓罰三十同	結果	結果	結果
	意檢見事	年結了	年結了
	結果	結果	結果
	意檢見事	年結了	年結了
	結果	結果	結果
桶職	職業氏名	吉田芳次郎	元
	犯時		



て争議團員數名に邂逅したるも之を路傍に避けて通過せしめ、右一行に遅れて一人追隨し來りたる同團員中村八重吉が被告の前を通過せんとする際、被告の顔を凝視したる爲め、直に之を呼止め其非禮を難詰し且其場に於て被告は右携へ居たる鐵棒を以て中村八重吉を毆打し同人の前頭部に長さ四仙米深さ骨膜に達する傷害を負はしめたるものなり。

葉千		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時	
傷 害	罪 名	意 見	結 果	意 見	結 果	意 見	結 果			年 齡	時 間
同 傷 害	同 罪 名	同 意 見	同 結 果	同 意 見	同 結 果	同 意 見	同 結 果	桶 職	波 邊 七 藏	三	
同 傷 害	同 罪 名	同 意 見	同 結 果	同 意 見	同 結 果	同 意 見	同 結 果	醸 造 工	村 上 幸 代 治	三	

犯 罪 事 實 (略 式)

被告兩名は、野田醬油株式會社職工にして且日本總同盟關東釀造勞働組合野田支部員なる處、昭和二年九月以降の野田勞働爭議に關し、會社側に於ては種々奸策を弄して勞働組合を壓迫し且罷業職工の切崩勸誘に全力を傾注し居るに憤慨したる結果、同年十一月十日午後六時四十分頃東葛飾郡野田町上花輪小字一道地先路上に於て、自分等勞働組合員十四五名が右會社員久本禮三、兒玉道夫

の兩名を包圍し暴行を始めたる爲め、被告兩名も之に共同し、被告幸代治は、拳固を以て兒玉道夫の前頭部を毆打し因て全治十日間を要する傷害を與へ、被告七藏は、同様空拳を以て久本禮三の腰部を毆打暴行したるものなり。

葉千		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時	
傷 害	罪 名	意 見	結 果	意 見	結 果	意 見	結 果			年 齡	時 間
同 傷 害	同 罪 名	同 意 見	同 結 果	同 意 見	同 結 果	同 意 見	同 結 果	醸 造 工	山 口 榮 三 郎	三	

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人は、野田醬油株式會社職工にして且つ日本勞働總同盟關東釀造組合野田支部に加盟し、昭和二年九月十六日より組合員一同と共に會社に對抗し同盟罷業を爲し勞働爭議係争中のものなる處、

第一、昭和二年九月十五日前掲爭議に關し、右勞働組合野田支部總會に於て翌十六日より同盟罷業を執行するに付、同會社第十七工場職工は非組合員なるを以て之に出勤せらるるに於ては同盟罷業の目的貫徹上多大の支障あるを以て、組合員一同にて其出勤を阻止し、且つ同情罷業を爲さし

めんどの申合せを爲したるため、被告人は其の意を體し同夜午後九時頃より組合員野田町内各要所に配置し自ら前衛同志會副會長として之等見張員の指揮監督に任じ巡回中、千葉縣東葛飾郡野田町字清水野田農學校下縣道に於て、偶々同夜十一時頃第十七工場工員藤井喜一が活動見物歸途自轉車にて同所に差掛りたる際、多數組合員と共に其進路を阻止し相被告張谷孝一と共に同人の乗用せる自轉車のハンドルを押へたる上、勞働組合たる多乘團體の威力を示し、其場に於て前記孝一と共に喜一を推問し、同情罷業を強要したるも之に應せざりし爲め、憤慨の餘り多乘に率先し空拳を以て右藤井喜一の頭部其他を毆打暴行し、

第二、同年十一月五日前記勞働爭議に關し多數組合員の結束を圖り前記會社側の應戦に備ふる爲め終日警備の任に當り居りたる際、組合員の一名が會社雇入れの夜警夫に毆打せられたる事を、聞き憤激の餘り加害者の搜索を決意し、同日午後八時頃居町字琴平町通の路上に於て丸本運送店夜警者飯野顯司に出會したるにより、爭議團本部に同行を求めたるも之れに應せざりし爲め、其現場に於て同人を地上に投付け且つ自己の穿ち居たる靴にて其頭部等を蹴り因て全治二週間を要する傷害を負はしめたるものなり。

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
罪 名	松 戸 區	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	運 送 店 關 本 政 五 郎	三	
傷 害	罰 四 十 圓	三、一、七	罰 三 十 圓	三、三、七	罰 三 十 圓					

犯 罪 事 實 (略 式)

被告人は、東葛飾郡野田町所在丸三運送店人夫にして、日本勞働總同盟關東釀造組合野田支部員なる處、昭和二年九月十六日以降野田醬油會社對右野田支部員間爭議抗爭中、同年十一月十八日午後六時三十分頃組合員六七名と共に同町内を防備巡回中、偶々同町中野臺地先路上に於て、右會社々員齋藤登外二名に出會するや、同行せる組合員は之を包圍し暴行の氣勢を示したる爲め、齋藤登は直に危険を感じ其場を脱して會社第六工場前に至りたる處、被告人は、之を追跡し來り同所に於て空拳を以て同人の顔面を毆打し因て全治七日間を要する傷害を負はしめたるものなり。

旭 川		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
罪 名	旭 川 區	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	日 雇 山 本 作 二	三	
出 版	罰 二 十 圓	三、一、六	罰 二 十 圓							

犯罪事實(判決)

被告人は法定の届出を爲さずして、岡村工場争議大勝利解決と題する左記文書三千枚を印刷せしめ、昭和二年十一月十九日旭川市中島公園館市會解散演説會々場に於て、右の文書約五十枚を頒布したるものなり。

備考

被告人は旭川合同労働組合員にして、労働運動に従事し居るものなるところ、旭川市内岡村薄皮工場の労働争議に付本件を敢行したり。

記

岡村工場争議大勝利解決

▽工場横領を計つた帳場も

井上材木商も姿を隠す!!

▽組合員を検束して

オドシツケタ官憲に抗議しろ!!

岡村工場で工場主が死んだのを幸に帳場と井上材木商がグルになつて職工に一文も出さず工場横

領せんとしたのだ!!

この工場は今まで請負制度でサン／＼コキ使ひ勘定は毎日にチャン／＼拂つた事がない去年負傷した職工に傷害金をマダ拂つてない!!

全従業員は解雇反対だ!!働かして貰ふんだ!!と叫んで合同労働組合の旗の下に團結し工場を占領した見よ官憲の暴壓!!全部檢束してオドシ付けただが結束は固い奮闘數日惡辣な工場主も遂にへこたれた

解決條項

- 一、解雇手當一ヶ月半分支給す
- 一、豫告手當二週間分支給す
- 一、工場開業の時は第一番に使ふ事

かくて大勝利解決す

全労働者諸君團結の威力を知れ!!

労働者は労働組合の旗の下に

十一月十九日

昭和二年

十一月十日

日本労働組合評議會

旭川合同労働組合

岡村薄板工場争議團

昭和二年十一月十九日印刷旭川市五條通  
十丁目旭川印刷所印刷人 奥野金藏

千 葉	
罪 名	第 一 審
	松 戸 區
檢事 意見	結了 年月日
罰二十圓	三、三、三
罰二十圓	三、三、三
第 二 審	上 告 審
	取 下
檢事 意見	結了 年月日
罰二十圓	三、三、三
取 下	三、三、三
職 業	氏 名
醸造工	深井浦吉
三	三
犯 時	年 齡
三	三

犯 罪 事 實 (略 式)

被告は、野田醤油株式会社醸造工にして日本労働同盟關東醸造労働組合野田支部員なる處、同會社對右支部員間の労働争議に關し、右會社側に於て盛に新職工の臨時募集及罷業裏切職工の復歸入場を畫策し居るを快とせず、且つ労働組合争議團に於ては毎夜の警備其他に苦しまれ居るに拘らず、會社工場内の職工は談笑勞務に従事し居るを目撃し憤激の餘、昭和二年十一月二十一日午後

三時三十分頃同會社第四工場裏手垣根附近に到り、折柄從業中なりし同工場員間中正作外二名に對し、「此の野郎共顔を見せろ一度顔見れば忘れないから外出した時は打殺してやるぞ」と威嚇し以て同人等を脅迫したり。

千 葉	
罪 名	第 一 審
	松 戸 區
檢事 意見	結了 年月日
罰百圓	三、七、二
罰五十圓	三、七、二
第 二 審	上 告 審
	取 下
檢事 意見	結了 年月日
罰三十圓	三、九、三
罰五十圓	三、九、三
取 下	三、一〇、三
職 業	氏 名
労働組合書記	山口六市
三	三
犯 時	年 齡
三	三

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告山口は、關東醸造労働組合野田支部主事なる處、昭和二年九月以來係争中なる野田醤油株式會社對右労働組合野田支部員間の争議に關し、會社に對する惡宣傳を爲し以て其の反省を促さんことを決意し、同年十一月二十二日頃野田支部に於て「天下一品の(龜甲萬印)も中味は(山サ印)と同じ羊頭狗肉のからくりを見よ」との題下に、「野田醤油株式會社の製品醤油は其原料製法共皆同一なるに拘らず、商標を異にするに従ひ市價を異にし、殊に龜甲萬の商標を付したるときは他の商標を付したるものより一樽に付一圓以上の高價を以て販賣し、常に消費者たる顧客をこ



まかし不當の利益を貪り居る云々」との趣旨の宣傳文を自ら起案し、同日頃之を居町南盛堂に於て三萬枚印刷に付し、翌十一月二十四日野田町及其附近村落並東京大阪其他各地の旅館料理店等に開封郵便にて頒布し、以て右會社の營業上の信用を毀損し且つ其業務を妨害したるものなり。

川 旭		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
出 版	意 見 事 結 果	旭 川 區	意 見 事 結 果	意 見 事 結 果	意 見 事 結 果	意 見 事 結 果	意 見 事 結 果	職 業	氏 名	年 齡	犯 時
罰 二十	三、四、三	罰 二十	三、九、八	棄 公 却 訴				勞 働 者	遠 藤 德 男	三 四	

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人は昭和二年十一月下旬旭川市近文三上千代四郎方に於て、頒布の目的を以て「近文木管工場主山田榮の手先別府ボロ辯護士の正體を見よ」と題する左記文書百枚を印刷しながら、印刷者の氏名住所を之に記載せず、又其の頒布前内務省に之が届出を爲さざりしものなり。

備 考

被告人遠藤徳男は大正十四年十二月旭川合同労働組合に加入し労働運動に従事し居るものなる三都三府、昭和二年十一月旭川市近文昭和木管會社に於ける労働爭議に付本件を敢行したり。

記

全市民諸君に訴ふ!!——近文昭和木管工場主山内榮の手先

別府ボロ辯護士の正體を見よ!!

想つたばかりでもゾット戰慄を覺ゆる此の冬枯れ 控へ而も二十日も前から休業を強制され今又此處に解雇の宣告を受けし我々は解雇反對、休業中の手當支給を要求して戦つて來た此際山内の手先と成り果てた!

市會議員別府辯士は現在市會に於て反岩田派の猛將の一人ではあるがコウした貧棒人のためには何一ツとして味方するものではない。

悪ラツなる工場主、一資本家の味方となり我々十三名の者に一文もやることはないと云ふ言明の下に我々を死地にオトシ入れて居る一同は近隣同情者のサ、イなる援助に依りカロウジテ生活しつつある。

だから市會に於ても眞に全市民のためになる事なんか出來やしないのだ? ただ一片の市長反對論者に過ぎないのだ。その市長反對もあはよければ自分が來年の總選舉には一ツ?と云ふ様な野謀の下にやつて居る











會社對職工間の勞働爭議に關し、同會社所屬の東葛飾郡行徳町所在第十六工場の罷業職工が曩に同工場長古谷淺次郎より職工一同の茶話會場に供する爲め、其使用を認諾せられ居たる同會社所有同町字下新宿四十一番地所在の工員社宅に附屬せる合宿所を前記爭議勃發と同時に罷業職工勞働爭議團集合所に其儘供用住込み居るを以て、被告重太郎は自己の發議により會社に敵對する罷業職工を退去せしめ、疊建具を撤去し、集團居住不能ならしむる様、被告人保次郎に下命し、被告人保次郎は其意を體し、直ちに被告人邦吉、群吉の兩名に其旨傳達したる處、被告人邦吉、群吉の兩名は昭和二年十二月九日會社雇用の土工十數名を引率し、前示第十六工場員合宿所に出張明渡しを要求したるに、爭議團副團長堀越梅男よりして右合宿所の明渡しを昭和二年末迄延期せられたき旨懇請せられし爲め、被告人兩名は一應懇請の趣旨を歸宅の上報告するも果して希望を認容せらるるや否や不明なり、若し認定せられざる際は再び明渡しに来るべき旨談合一旦歸野し、右懇請の趣旨を被告人重太郎及保次郎に報告復命したる處、被告人重太郎は直ちに之を拒否したる上、如斯普通交渉手段によりては到底罷業職工を退去せしめること不能なるを以て、寧ろ此際相當人夫を引率し行き、直接行動により適當の處置を講じ、罷業職工を退去せしめ來るべしと言明し、被告人保次郎は右被告人重太郎の命を奉じ、直ちに被告人邦吉、群吉の兩名と共に派遣すべき土工を選択し、夫々旨を

含めて下命し、被告人邦吉、群吉は右選擇したる被告入澤田好之、茂呂嘉平、月原晋介、伊藏徳太郎、高松市郎、鈴木金次郎、豊島五郎、吉野松五郎、三浦儀一、新井與吉及夜警人夫頭大井清太郎の十一名を引率し、同月十一日再び右第十六工場工員合宿所に出張前同様明渡の通告を爲したるも應諾せず、罷業職工の多數の明渡を妨止する爲め靜坐し動かざる故、被告人邦吉、群吉は被告人重太郎、保次郎の明渡敢行命令に基き連れ來れる前記被告人好之外十名を右合宿所屋内に入れ、暴力を以て室内の疊建具を撤去し居住に適せざる様せしも、尙罷業職工等明渡を拒み屋内に居りて外出せざるを以て、之を憤り斯くては被告人重太郎、保次郎より適當の手段により明渡を爲さしむべしとの言明の目的を達せざるを以て、被告人邦吉、群吉は被告人好之、嘉平、晋介、徳太郎、市郎、金次郎、五郎、松五郎、儀一、與吉に各手鉞、鋸、ハンマー、金槌等の兇器を使用せしめ、多數罷業職工の現在せる前記合宿所内に飛込ませ、多數の威力を示し且共同して、床板壁屋根等を破壊し、罷業職工が屋外に避難するに非ざれば相當身體に危害を受くべき氣勢を示し、餘儀なく屋外に退去するの止むなきに至らしめ、以て暴行脅迫を爲したるものなり。

千葉	
罪名	松戸區
	第一審
銃砲火藥類取締施行	罰三十圓
意見	結了年月日
結果	三、二、三(略)罰三十圓
第二審	上告
	審
意見	結了年月日
結果	結果
職業氏名	職
	伊藤勝一郎
犯時	三

犯罪事實(略式)

被告は、野田醤油株式会社對關東醸造労働組合野田支部員間の労働争議に關し、國粹會幹事倉持直吉に引率せられ、右労働組合員の争議本部に使用せられ居る、東葛飾郡野田町所在野田劇場の明渡交渉に來野出張中、昭和二年十二月十二日自己の乾兒中山熊五郎が、被告の身邊を氣遣ひ争議團員との間に萬一衝突ありたる際其使用に備ふる様送付し來りたる六連發拳銃一挺を、所轄警察署の許可なくして同日及其翌日頃所持し居たるものなり。

千葉	
罪名	松戸區
	第一審
銃砲火藥類取締施行	罰五十圓
意見	結了年月日
結果	三、二、三(略)罰五十圓
第二審	上告
	審
意見	結了年月日
結果	結果
職業氏名	職
	青木周二
犯時	三

犯罪事實(略式)

被告人は、大日本國粹會々員にして、同會幹事倉持直吉が、昭和二年九月十六日以降係争中なる野田醤油株式会社對日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員間の争議に關し、右労働組合集合所たる東葛飾郡野田町野田劇場の明渡を求むる爲め、會員十數名を引率し來野交渉中、労働組合員との間に紛争を生じ衝突したる結果多少の負傷者を生じたる旨新聞紙上に報道せられたるを以て、右倉持の身邊を案じ之が應援を爲す目的を以て、昭和二年十二月十三日午前十一時頃警察官署の許可を受けずして拳銃二挺同實包四十一發を携帯し、自動車に乗車し東京市淺草區松清町より千葉縣東葛飾郡野田町迄之を運搬したるものなり。

大 阪	
罪名	大 阪 區
	第一審
傷 害	懲八月
意見	結了年月日
結果	三、二、三 懲八月
第二審	上 告
	審
意見	結了年月日
結果	三、二、三 取 下
職業 氏 名	職
	酒井尙一
犯時	三

犯罪事實(判決)



被告人兩名は現に日本労働總同盟に加入し、被告人尙一は東京鐵工組合芝浦支部に、被告人恭之は紡織労働組合橋場支部に直屬し、昭和二年六月大日本紡績株式會社橋場工場に労働爭議起るや、孰れも之に参加應援を爲したるところ、同爭議は同年七月調停成立し解決するに至れり。然るに被告人等は同會社に於て其の後右調停條項を履踐せざるのみならず、紡織労働組合員たる同工場職工に對しあらゆる手段を用ひ迫害を加ふるものなりとし、之を防止し兼ねて會社側の反省を促すには直接行動に出づるの外他に途無きものと思惟し、茲に同年十二月上旬頃以來東京市内千住の某蕎麥屋等に於て右工場に於ける組合員をして強いて組合を脱退せしむることに盡力せる同工場職工係朝倉貫一、同工場の直接責任者たる地位に在る同會社取締役今村楠夫及同會社長菊池恭三の身體に強烈なる薬品を注ぎ懸け、以て同人等を傷害せんことを共謀し、

第一、被告人尙一はウキスキーの瓶に入れたる強硫酸を被告人恭之は硝子製コップを用意し、昭和二年十二月八日午後七時頃東京府葛飾郡寺島町千八百十八番地朝倉貫一方附近に到り、右硫酸を右コップに移し、被告人恭之之を携へ共に貫一の歸途を待受けたるも、遂に同人に出會すること能はざりしより、被告人兩名は貫一の不在の時は同人の背後に在りて組合瓦解に盡力せる同人の實父啓吉を傷害せんことを謀り、仍て午後八時頃被告人恭之は右コップを携へたまゝ貫一方を訪れ、

被告人尙一は止つて其附近に在りて見張を爲し、而して被告人恭之は貫一に對し面會を求めたるも不在にして、同人に代り應接せる右啓吉に對し、貫一若くは會社の組合に對する態度卑怯なりと詰りたる上、同人の顔面に右硫酸の入れるコップを投付け、因て同人の顔面に安靜加療四週間を要する火傷を加へ、

第二、被告人恭之は硫酸を入れたる試験管二本を、被告人尙一は硫酸を入れたる試験管一本及化粧水壘一個を携へ、同年十二月十五日午前八時頃大阪市天王寺區上本町九丁目一番地菊池恭三方門前に到り同人の外出を待受け居りたる折柄、同人が四男菊池文吾及執事阿部幾太郎と自動車に同乗し、門前街路に出で來るや、被告人兩名は該自動車に飛付き、被告人恭之は其扉を排し所携の試験管二本を、被告人尙一は所携の化粧水壘を恭三の顔面に向つて投付け、因て恭三の左側顔面左側前膊部兼手背部に治療三週間を要する火傷を負はしめたと同時に、同乗せる右文吾の兩側顔面に治療約一週間を要する火傷を、及幾太郎の兩側頬部に治療三日を要する火傷を負はしめたるものなり。

京 東		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業		氏 名		犯 時	
罪 名	意 見	結 了	結 果	意 見	結 了	結 果	意 見	結 了	結 果	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
暴力	懲三月	三、六、六	罰五十										
同	同	同	同										
同	同	同	同										
無	酒商	無	天野康雄										
無	山崎吉治		黒田秋頭										
無	三		元										

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人等は労働組合市電自治會郊外部王子支部の幹部として同支部の牛耳を採りつつありたる者なるところ、豫てより王子電氣軌道株式會社に對し従業員の待遇改善に關し要求を爲し且其要求を貫徹する爲め「親切デー」なる名稱の下に所謂怠業を斷行したる爲め、昭和二年十二月一日同會社より解雇せられ、茲に同會社と爭議を生じ、新に其復職要求を併加して同會社に對抗しつつありたるに同月十七日開催せらるる同會社株主總會に對し其要求に關する歎願書を提出し所期の目的を貫徹せんことを期し、同日午後一時約七十名の爭議團員等と共に示威運動的に同會社に到り、右歎願書を提出せんとするに當り、偶々被告人等は相協力して戸締ある同會社運輸事務所入口硝子戸の鍵及

幅約二尺二寸縦約二尺三寸厚さ約三分の硝子一枚等を破壊して擅に同事務所内に侵入し、同事務所を看守しつつありたる同會社事務員荒木末松等に對し聲を厲まして右歎願書を右株主總會に提出せしむべきを命じ、之を提出して引揚げたるものなり。

札 幌		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業		氏 名		犯 時	
罪 名	意 見	結 了	結 果	意 見	結 了	結 果	意 見	結 了	結 果	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
出版	罰十圓	三、三、九	罰十圓										
無	無												
無	寺島親藏		三										

犯 罪 事 實 (判 決)

被告人は労働農民黨札幌支部の書記長なる處、昭和二年十二月二十日頃札幌市北三條東七丁目田端印刷所に於て「電車従業員はおれ達の兄弟だ兄弟と一しよになつて助貞市理事者をやつつけろ」と題する文書數百枚を印刷し、内務省に法定の届出を爲さずして、之を札幌市内に頒布したるものなり。

備 考

被告人は札幌合同労働組合執行委員たりし當時、札幌電氣軌道株式會社が發表したる賞與金に對し其の寡少なるを憤慨し、其の割増並に待遇改善を要求し、容れられざりしより従業員一部

の同盟罷業を敢行したるに際し、該爭議を有利に解決せしむる目的を以て札幌市民に訴へむと  
して本犯行に出でたるものなり。

千 葉		罪 名	第 一 審	第 二 審	上 告 審	職 業	氏 名	犯 時 年 齡
松 戸 區	松 戸 區							
同	同	暴力	意 見 結 果	意 見 結 果	意 見 結 果	飲食店	清水錠三郎	三
同	同	懲三月	二、三、三	三、三、三	取 下	土 工	小 松 晋	三
同	同	同二月	同	同	同	同	山 鹿 卯 一 郎	三
同	同	同	同	同	同	同	小 倉 忠 藏	三
同	同	同	同	同	同	同	加 藤 爲 藏	三
同	同	同	同	同	同	同	堀 越 廣 志	三

犯 罪 事 實 (公 訴)

千葉縣東葛飾郡野田町所在野田醬油株式會社職工及丸三運送店人夫等を組合員とする日本勞働總同盟關東釀造勞働組合野田支部は、丸三運送店の運動に關し之と密接の關係ある野田醬油株式會との間に爭議を惹起し、昭和二年九月十六日以來同盟罷業を繼續せるより、東京府下寺島町土木請負

業山田龍雄輩下に屬せる被告等は、九月二十六日頃より丸三運送店に傭はれ、其倉庫の夜警及従業員護衛等の業務に従事中、偶同運送店の人夫にして爭議團に加盟し居りたる岡田夏右衛門が、九月末組合に脱會を申出たる處、爾來再三組合員より復歸を求められ、四圍の形勢と其の身邊に不安を感じ、十二月二十日被告等に對し保護を求めたる爲め、被告錠三郎は、其輩下たる被告晋、忠藏、卯一郎の三名に對し護衛を命じ、三名は同夜八時頃自動車にて東葛飾郡梅郷村今上二千三百五十番地岡田夏右衛門の居宅に到り、被告晋、忠藏の兩名は屋内にて又被告卯一郎は屋外にて警戒を爲し居りたる處、午後九時頃に至り爭議團員約二三十名同家附近に來りたるを認め、是畢竟爭議團員等が多數の威力を示し岡田をして脱會申出を取消さしめんが爲め押寄せたるものと即斷し、被告晋は偶自動車にて同家前を通り合せたる被告爲藏に應援を求め、被告爲藏は直に被告等の宿舎なる丸三運送店自動車部に到り被告錠三郎に之を通じたる爲め、同人は被告廣志、爲藏兩名を伴ひ貨物自動車にて前記夏右衛門宅前に到り、折柄切崩の警戒の爲め同家に來訪し表部屋にて夏右衛門と對談中の爭議團員堀越梅男、岡田秋藏等に對し、遣つつけろ逃がすな等叫び、被告晋、忠藏等も亦之に呼應してやつつけろ此奴等を連れて行け等叫び、同家内外より堀越等を包圍し、被告中の一名は堀越梅男の襟を掴み此方へ來いと手を引きて貨物自動車で連れて行き乗車せしめ、又被告中の二名は逃

走せんとして屋外に走り出でたる岡田秋藏の両手を捉へ此方へ来いと命じ、被告中他の一名は後方より逃げる奴は殴つて仕舞へと叫びながら手拳にて其頭部を數回強打し、又被告中他の一名は長さ三尺位の日本刀を示し逃ぐる奴は斬つて仕舞ふと脅嚇し、被告中の二名にて強て同人を貨物自動車に連れ行き車上に投げ上げ、更に偶附近路上に傍觀し居りたる爭議團員佐賀直作に對しても手拳にて其左頬を四五回強打したる上、被告中の四名にて同人を抱き來り貨物自動車に投込みたる上、被告等全部之れに同乗し野田驛前丸三運送店事務所に連行し、夏右衛門方訪問の用件等を難詰し以て數人共同して兇器を示し、堀越梅男、岡田秋藏、佐賀直作等に對し暴行脅迫を爲したるものなり。

千 葉		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
傷 害	懲 一 年	三、三、六	懲 八 月	懲 一 年	三、三、六	懲 八 月	野 口 三 郎	三〇
意 見	結 了	結 果	意 見	結 了	結 果	意 見	結 了	結 果
松 戸 區	第 二 審	上 告 審	職 業	氏 名	犯 時			
關 東 同 盟 會 書 記	野 口 三 郎	三〇						

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告は、日本労働總同盟關東同盟會南千住出張所書記なる處、昭和二年九月十六日以降抗争中なる野田醬油株式會社對日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員間の労働爭議に關し所屬本部よ

り派遣せられ、右労働組合爭議本部に滞在し之が應援に従事中、既に百餘日を経過するも何等解決の模様なく、會社側の態度飽迄強硬にして如何なる方面よりの調停も之を排斥して顧みざる爲め爭議の前途を憂慮したる結果、過般大阪大日本紡績會社労働爭議に關し行はれたる鹽酸事件を聯想し、同様手段に因り會社に恐怖心を與へ以て其反省を促し爭議解決の端緒を得んことを決意し同年十二月二十五日東京市淺草區橋場町二六一番地藥種商坂卷まさ方に於て鹽酸約二合位を買求め、更に東京府下寺島町寺島永山源四郎方にて試験管十本を買求め、同日右爭議本部にて該鹽酸を試験管五本に詰め之を懷中し密に犯行の機會を求め居たる處、偶々同月廿八日野田驛に友人見送の歸途同町中野臺活動寫真共樂館前に於て、野田醬油株式會社工場課人事課長石塚常太郎の父石塚靜次郎が孫娘を連れ散歩中なるを目撃し、會社重役に對し敢行するよりも寧ろ社員若くは其家族に對し決行せば其反應却て大ならんと思惟し、同町字下町八五四番地先道路に於て右石塚靜次郎の歸途を待受け、豫て準備携帯し居りたる前記試験管入り鹽酸二本を同人の顔面に振り掛け以て全治五週間を要する傷害を負はしめたるものなり。

犯 罪 事 實 (追 公 訴)

被告は、野田醬油株式會社對關東醸造労働組合野田支部員間の労働爭議に關し、

第一、昭和二年十一月十七日午後六時頃東葛飾郡野田町上花輪七七〇番地物品販賣業盛なみ方に於て、偶々労働組合を脱退し同盟罷業の裏切を爲したる深谷熊治に出會するや、其背反行爲を憤慨し、労働組合たる多衆團體の威力を示し、其場に於て手掌を以て同人の顔部を毆打暴行し、且つ強て労働組合争議事務所迄之を連行し、

第二、同年十二月二日午前八時頃野田醬油株式会社第十工場に至り同工場内の作業状況を探査し、會社攻撃の資料を得んとしたるも、閉門しあり且警戒嚴重にして入場不可能なりし爲め、裏切工員なるが如く装ひ、同工場裏門より故なく侵入し工場内各所を徘徊したるものなり。

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
罪 名	松 戸 區	意 見	結 了	結 果	意 見	結 了	結 果			年 齡
暴力	罰三十圓	三、三、七	罰二十圓					桶工	飯田岩吉	三

犯 罪 事 實 (略 式)

被告は、野田醬油株式会社關東醸造労働組合野田支部員間の労働争議に關し、組合員荒木徳藏及同人長男兼吉、同次女きよの三名が、昭和二年十月中労働組合を脱退し會社に裏切したることを探

知し、之を憤慨し同年十二月卅日午後三時頃東葛飾郡野田町上町五二九番地なる右荒木徳藏留守宅に到り、同人妻荒木さくに對し、夫徳藏の在否を尋ねたる處、さくが其事實を秘し知らざる旨答ふるや、被告は前掲労働組合野田支部を代表し來りたりと稱し、労働組合たる多衆團體の威力を示して、「裏切者此の鬼婆打叩いて物を云はせるぞ」と威嚇し以て同人を脅迫したり。

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
罪 名	松 戸 區	意 見	結 了	結 果	意 見	結 了	結 果			年 齡
暴力	罰二十圓	三、三、七	罰二十圓					仲仕業	染谷政市	三
同	同	同	同	同	同	同	同	醸造工	倉持久治	一
同	同	同	同	同	同	同	同	桶工	石塚石松	三
同	同	同	同	同	同	同	同	醸造工	河田金次郎	六
同	同	同	同	同	同	同	同	火夫	上田藤吉	三

犯 罪 事 實 (略 式)

被告人等は、日本労働總同盟關東醸造組合野田支部員にして、昭和二年九月以降の野田労働争議に關し同争議團前同志會員として専ら防備の任に活動中、昭和三年一月五日午前五時半頃野田醬油





二十日を閲して解決を見ざるのみならず、會社の態度益々鞏固にして誠首に次ぐに誠首を以てし昭和二年十二月下旬に至りては罷業團員全部の解僱を断行し、剩へ第三者の調停に應ずる模様なき爲め、頃日に至り争議團中漸く士氣の沮喪する者を生じ來り、此の儘推移するに於ては争議の惨敗火を睹るより瞭なるより同幹部に於て漸く争議解決に焦慮するに至り、特に被告山口彪は從來採り來りたる手段を變へ過激の方法を以て策動せざるべからずと爲し、團員に對し衝動を與へ置かば、後日團員多衆が集合所より解散せらるる曉に於ては、必ずや野田町居住の正義團所屬其他の民家に對し暴行を爲すべきことを豫期し、昭和三年一月十三日小泉七三と共に、各自野田劇場に於て争議團員に對し、小泉は、「争議惹起以來調停者七名有りて其解決に盡力したるも會社は向後二ヶ月も経過せば労働組合は自然撲滅すべし」と豪語し断然之を拒絶して認容せず、吾人は五ヶ月間正義の爲めに戦ひ來りたるも最早此儘持久する事勿れ、此儘持久するに於ては惨敗餓死するの外無し、我等の日本労働運動が正義を進みつつあるを知るも、會社が飽迄迷惑を掛ける以上は正義の精神も最早捨て今日只今より別團體の如き行動を採らざるを得ざるに至れり、向後の運動は虎が檻より出たる如くせざるべからず、素より彼の共產黨の如き暴動化的運動を爲すものに非ざるも、然し最後に至りては、換言せば死を決する時に於ては共產黨以上の爆彈事件をも敢て辭せざる決心有るべし。被告山

口は、「争議も第三期に入り最後の日月焦に迫る、近く何等かの解決を爲さざるべからず、争議は已に四ヶ月を経たり、其間吾人は總同盟の指示に基き正々堂々闘を爲し來りたるも依然として會社は頑迷なり、事茲に至りては吾人は最早此儘放擲すること能はざるに至れり、過日の火災の如きも失火なるに拘らず争議團員の放火なるが如く風評す、吾人は飽迄正義徳義を重ずるに如斯風評を受くるは實に迷惑至極なり、是皆裏切職工の悪行爲なり、茲に於て吾人争議團員は、今日より別人となり、此の集會所(劇場)に籠居する要なし、明日より町に出て市中を騒ぎ歩き大に活動せられんことを望む、其決心で敢行せよ。」との趣旨の演説を爲し、越えて十四日小岩井相助は、同所に於て同團體に對し「調停云々の新聞記事有るも會社に誠意無く只金力に依て民衆を欺瞞するに過ぎず、茂木如何に頑迷なりと雖も吾人が生命を賭して戦へば茂木一家は忽ち吾人の前に屈服すべし、我等の武器は唯々暴力のみなり、最後は死を決して一騎打を爲し横暴なる茂木一家を倒せ。」との趣旨の演説を爲し争議團員等の氣勢を煽り、之れに因り争議團員等の漸く熱狂せる機會を窺ひ、各工場委員長若くは其代理者たりし被告細貝勝榮、同八幣勘藏、同飯村覺二、同山崎森吉、同永瀬萬藏、同松丸保平、同大月秋藏、同大澤五市郎等は、同日午後四時半頃同劇場に於て日没を待ち同劇場に屯せる團員約五百名を一時に解散し、野田町本通りより郵便局角を折れ棒山通りを経て香取神社側を過ぎ愛



岩神社に至る道程を通過せしめ、其間爭議團歌を高唱し或は喊聲を揚げ氣勢を揚げしむるに於ては、沿道各所に散在せる前記正義團所屬の店舗に投石其他の暴行を行ふものを生ずべく、斯くして正義團員其他の町民を脅し、因て以て爭議解決の促進に資せんと謀議し、直に各配下の團員に自由解散の宣言と共に同夜右道程を氣勢を揚げ進行すべき旨を傳へ、同日午後七時頃劇場監督者代理人たる被告細貝より自由解散を宣言し、被告稻葉清次郎、同寺田貞助、同倉持友吉、同河田助光、同宮崎軍次、同田口熊吉、同生井菊三郎、同寺田源治、同山崎喜久松、同寺田和平、同上田政吉、同戸邊重作、同栗原東一、同横川助次郎、同鈴木佐吉、同平井啓三郎、同青木庄治、同山崎房五郎、同倉持初五郎、同大月留吉、同小島信次、同今井清、同寺田常太郎、同間中作次郎以下約五百名の團員を解放したる處、是等團員等は被告細貝等指示の如く野田町本通りに出て團歌を高唱し行進中、正義團に屬する同町野田五八三番地吳服商西宮幸藏方前に差蒐るや、豫期の如く喊聲を揚げ同家に殺到し尙小石を投じて店舗陳列棚硝子一枚破壊し、玆に騷擾の端を發し、喊聲を揚げ乍ら本町通りより郵便局角を右折し棒山通に出て香取神社附近に殺到し、其間下記被害調査表掲記の二十九箇の民家に投石暴行を逞ふしたるものなる處、被告稻葉清次郎、河田助光、寺田源治は、右民家に投石し、被告山口彪、寺田貞助は、やれくと叫びて何れも率先助勢し、被告倉持友吉、宮崎軍次、田口熊

吉、生井菊三郎、山崎喜久松、寺田和平、上田政吉、戸邊重作、栗原東一、横川助次郎、鈴木佐吉、平井啓三郎、青木庄治、山崎房五郎、倉持初五郎、大月留吉、小島信次、今井清、寺田常太郎、間中作次郎等はわつしよくと叫び或は團歌を高唱して何れも前記騷擾に附和隨行したるものにして被告細貝勝榮、八幡勘藏、飯村覺二、山崎森吉、永瀬萬藏、松丸保平、大月秋藏、昭澤市五郎、山口彪、黒川仲助は其の首魁なりとす。

記

爭議團騷擾被告調査表

被害物	被害者	被害物	被害者
表硝子 二枚	東葛飾郡野田町上花輪三五三 理髮店 東風谷福太郎	表硝子 四枚	同町中野臺二〇五 洋物店 北島 由松
陳列硝子 二枚	同町八五五	同 六枚	同町上花輪八四五 米商 仁平 萬次郎
表硝子 二十枚	洋品店 野口 元三郎	同 六枚	同町八四一 自轉車店 古谷 熊吉
表硝子 二枚	同町同番地 荒物商 田村 浦三	陳列棚硝子 二枚	同町五六七 物品販買 横藏 藤吉
同 一枚	同町八四九 下駄商 竹塚 富藏	表硝子 六枚	
		窓硝子 九枚	



を購入し來り、翌二十日野田購買組合精米所内備付消火器中の硫酸を右二本の試験管に詰め、之を外套の隠しに秘し以て犯行の機会を窺ひ居る内、偶々同月二十六日午後五時十五分頃、豫て面識ある同會社顧問太田靈順が、退社歸宅の途中、野田郵便局前を通行し居るを認め、直に間道を先行して野田町野田三百七十九番地先路上に待受け、同人の通過せんとする際前掲用意の試験管二本入り硫酸を取出し、右太田靈順の顔面に振り掛け、以て同人に治療約二週間を要する傷害を負はしたるものなり。

第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時 年 齡
罪 名	檢 事 意 見	結 了 日 年 月 日	結 果	檢 事 意 見	結 了 日 年 月 日			
傷 害	懲 一 年	三、四、二	懲 一 年	懲 一 年	三、五、二	懲 一 年	土 木 請 負 業 者 柴 垣 謙 三	〇
暴 力	同 三 月	同	同 三 月	同	同	同	坑 夫 橫 山 謙 三	〇
同	同 五 月	同	同 四 月	懲 四 月	三、五、二	懲 四 月	土 方 裝 束 者 柴 垣 謙 三	〇
同	同	同	同	同	同	同	勞 働 組 合 長 朴 琬 均 三	〇

犯 罪 事 實 (公 訴)

第一、被告人朴琬均は昭和三年一月二十六日朝鮮人労働者を以て組織する富山市桃井町に本部を有

する白衣労働信友會員柴垣謙外八九名と共に、東茂住所在大林組東茂出張所に於て、田崎修及伊藤又吉等に會見柴垣謙より二萬三千七百二十圓の要求書を提出したるも、田崎修が之に即答を與へざりし爲め、多衆威力を示し、同人等に對し三百圓位で人間の命が買へるなら貴様等の命を幾つでも買つて遣らうと語氣荒く申向け、將に暴行に及ばんとする如き態度を示して脅迫し、

第二、被告人柴垣謙は同月二十八日右要求に付辻本末吉が大森組の依頼を受けて仲裁の衝に當りたるも、満足の仲裁を爲し得ざりし爲、同日午後五時前後頃右出張所に於て、之に對し仲裁方を拒絶したる際、傍に居たる伊藤又吉の態度を憤慨し、兩手を以て其場に在りたる椅子を掴み之を同人に投付け、以て其左鎖骨部及左手拇指根に全治迄六日間を要する傷害を加へ、

第三、被告人柴垣謙、裴又介、横山薫、朴琬均は同日午後五時過頃より同七時頃迄一時間餘に亘り、右吉村屋方玄關附近より向側長田旅館事長田とみ方附近にかけ對策委員及其配下等數十名と集合し、多衆の威力を示し、是等の者と共に、田崎、辻本、伊藤を殺して仕舞へ、大林組の者を敲き殺せ、暴力團(辻本末吉、桑野龜吉、山崎安一を意味す)をヤッツケテ仕舞へ、ヤッツケテ仕舞へ、ヤッツケロ、暴力でやるなら出て來い、長田屋を焼いて仕舞へ、ブチ壊せと大聲にて叫び、以て田崎修外三名及之を宿泊せしむる旅館主長田とみに對し、其の生命財産身體等た危害を加ふべき

ことを通告して、脅迫したるものなり。  
備考

本件犯行の動機は、大正十五年六月頃土木請負業者岩田専太郎が土木請負業株式会社大林組が請負たる神岡水電株式会社の水力発電所水路工事を下請負し、被告諱は其工事の一部を下請負し居りたる處、岩田専太郎に於て同工事に付莫大の欠損を生じたるより昭和二年十一月中同工事を大林組直營と爲したる爲、被告人諱は其職を失ひたる配下の坑夫約百二十名の爲めに大林組より四千圓の惠與を受け、且つ配下坑夫の約八割を大林組に於て使用することと爲したるが、偶々昭和三年一月十七日及同月二十日の兩度に隧道崩壊の爲、前記被備坑夫三名の壓死者を生じたるより、白衣労働信友會幹部たる被告朴琬均等と此機に乗じて労働運動を起さんことを語り、右壓死者及其遺族並に其他の慰安料として金二萬三千七百二十圓を要求したる結果に因るものなり。

千 葉		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
傷 害	罪 名	意 見	結 果	意 見	結 果			
罰二十圓	松戸區	検事	結果	検事	結果	桶工	稲葉市郎	三
三、三、八	略	年月日	結果	年月日	結果			

犯 罪 事 實 (略 式)

破告は、昭和二年九月以降の野田労働争議に關し當初同盟罷業に加盟し、労働争議團の爲め活動し居たるものなるも、同年十一月三日右同盟を裏切り會社に復歸し、爾來同會社第十工場に勤務中、昭和三年一月三十一日午後五時半頃同工場外部を巡警し居たる際、偶其門前に於て労働組合員永瀬豊に出會したるを以て、何故工場附近を徘徊するやと推問したる處、同人は「ピケツチング」を遣り居る旨答へたるを以て二三押問答の末、永瀬豊の腕を掴み「ピケツチング」と稱し、汝等は通行人或は外出職工を無闇に毆打するが夫れで良いものならば毆つて遣るぞと云ひながら手拳を以て同人の前額部を毆打し、因つて治療三日間を要する打撲傷を負はしめたるものなり。

業 千		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
傷 害	罰 二十	三、三、七(略)	罰 二十圓					醬油會社 警備員	石 田 忠 吉	三	
罪 名	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果					

犯 罪 事 實 (略 式)

被告は、昭和二年九月以降の野田労働争議に關し、野田醬油株式會社第二工場夜警夫として雇はれ勤務中、昭和三年二月三日午後五時頃労働組合員藤代銀之助外二名が、無斷同工場内に侵入し來りたる爲め、退去を命じたるも之に應ぜざるを憤慨し、直に夜警夫詰所内にありたる鐵製十能を携帶して同工場門前に立出て、同僚川島増太郎が右藤代銀之助を門外に突出し居りたる際、被告は、其傍より該十能を以て藤代銀之助を毆打し、因つて同人の左肩胛部及左肘部等に治療五日間を要する打撲傷並に擦過傷を負はしめたるものなり。

業 千		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
未 遂 人	懲 七 年	三、四、六	懲 三 年	懲 七 月	三、六、六	懲 三 年	三、七、三	取 下	夜 警 夫	大 江 柳 吉	三
罪 名	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見 事 結 了 年 月 日	結 果					

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人は、東葛飾郡野田町所在野田醬油株式會社の職工にして日本労働總同盟關東醸造労働組合支部所屬の組合員等が昭和二年九月十六日總罷業を執行し、爾來同會社の争議を繼續し形勢不穩の狀態に陥りたるを以て、同年十一月二十二日より同會社本社詰夜警夫として被雇警備に従業中、昭和三年二月五日午後八時三十分頃夜警夫秋山鐵心と共に争議團の行動視察の爲野田町を徘徊中、同町字琴平町三杵洋食店附近に於て多數の争議團員に包圍せられ右洋食店に逃げ入りたるも亂打せられ尙帽子及眼鏡を奪取せられたるより大に憤激し、平素自己の膽力を誇り且劍道の心得ありて近時同會社重役間の信任を得るに至りたる際なるを以て其屈辱を痛感し、必ずや名譽回復の爲め争議團員に對し復讐せんことを決意し、翌二月六日午後五時半過頃自己所有の匕首を携帯し單身にて同町中の臺所在日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部(野田争議團本部)に赴かんと欲し、同町字幸町通り支那料理店六三亭北側露路を通行中争議團員山崎幸吉(當時二十七年)に出會するや遽に争議團員等を殺害することを決意し、犯意繼續して突然右匕首を以て先づ同人の頸部を突刺し、次に南方約十二間を進み南庄次郎が鶏舎露路に於て争議團員櫻井勇太(當時二十六年)の頸部を突刺し、更に南方約三十一間を進み永井提灯店前附近に於て争議團員石橋芳太郎(當時二十九年)の頸部を狙

ひ斬付けんごしたるも僅に同人の外套の襟を切斷したるのみにて逃走し、尙南方約十八間を進み飛田榮助方前露路に於て爭議團員戸塚信次(當時二十一年)の左胸部を突刺し、因て前記山崎幸吉に對し治療約二週間、櫻井勇太に對し治療約十九日間、戸塚信次に對し約二十七日間を要する創傷を與へたるも、殺害の目的を遂げざりしものなり。

德島		第一		第二		上告		職業		氏名		犯時	
罪名	檢事 意見	年月日	結果	檢事 意見	年月日	結果	檢事 意見	年月日	結果			年	時
傷害	懲十月	三、八、六	懲十月	懲十月	三、二、三	無罪				新開	村上俊雄	三	三
同	同	同	同	同	同	同				配達	北島好夫	三	三
同	同	同	同	同	同	同				鹽田	望月伊一郎	三	三
同	同	同	同	同	同	同				不詳	赤星末定	三	三
同	同	同	同	同	同	同				雜誌		三	三

犯罪事實(公訴)

(一) 村上俊雄、北島好夫、望月伊一郎

右被告人村上俊雄は日本労働組合評議員會大阪印刷労働組合常任委員、又被告人北島好夫は日本労働組合評議員會德島撫養鹽田労働組合高島支部長にして、被告人望月伊一郎は同支部員なる處、

豫て德島縣板野郡鳴門村字高島に於ける製鹽業者の組織せる濱人會なるものと鹽田稼人たる働業者側との爭議に關し、被告人村上俊雄は右働業者側應援の爲め來縣し、被告人北島好夫等の謀議に參與し居りしが、村上、北島の兩名は濱人會の雇人松田佐平なる者働業者結束を破らんとして、濱人會の爲め忠勤的行動あるを憤り、昭和三年二月十八日朝松田佐平を毆打せんことを共謀し、同日被告人村上俊雄外二名をして同村字竹島御嶽神社山下の道路に於て割木を以て松田佐平を亂打し、頭部顔面數ヶ所に骨膜に達する切創及左足膝關節下部骨折等の治癒數十日を要する重傷を加へ、被告人望月伊一郎は其情を知て、被告人村上等を右犯行の場所に案内して該犯行を幫助したるものなり。

(二) 赤星末定

被告人は元無産青年同盟員にして、德島縣板野郡鳴門村高島に於ける製鹽業者對働業者間の爭議に關し働業者應援の爲め來り居る内、製鹽業者側の雇人松田佐平が働業者の結束を破壊せしめんとせる行動あるを憤り、昭和三年二月十八日被告人村上俊雄外二名と共謀し、前記鳴門村高島字竹島御嶽神社下道路に於て村上俊雄等と共に割木を以て、松田佐平を毆打し、因て同人の頭部顔面足部等に大小約十ヶ所の重輕傷を加へたるものなり。

東京地方		第一二審		上告審		職業	氏名	犯時
請願	懲八月三、六、二懲六月	意見	結果	意見	結果	職造工	堀越梅男	三
結了	年月日	結了	年月日	結了	年月日			

犯罪事實(豫審)

被告人堀越梅男は、日本労働總同盟關東労働同盟會員なると共に關東醸造労働組合の執行委員兼主事にして又同組合野田支部の理事なる處、昭和二年九月中自己の醸造工として雇はれ居りたる千葉縣東葛飾郡野田町所在野田醬油株式會社に労働爭議勃發し、會社従業員の大半に於て爭議團を組織し相結束して罷業を執行するに至るや、其の副團長として團員指揮の任に當り會社に對して待遇改善等に關する諸種の要求を提出し、爾來抗争を繼續し一方其の解決方に努力し來れるが、會社側の態度強硬にして容易に解決の曙行を見出し難く、而も勞資間の感情甚だしく阻隔し爭議は益遷延惡化し爭議團加入従業員千餘名は解雇せられ其の家族五千餘名と共に日に生活を脅さるるの悲境に陥り、其の他幾多の憂慮すべき事態頻出したるより、爭議團は、茲に昭和三年二月二日爭議解決促進の局面打開策として、曩に會社に提出せる要求全部を撤回し、更めて解決交渉の全檢を日本労働

總同盟主事松岡駒吉に一任し、其の交渉の結果に期待するどころ深きものありしに、其後同人より同月六日、八日及十三日の三回に亘り會社の代表者と會見して解決の交渉を爲したるも、結局交渉不調に終りたる旨の通告ありたるを以て、被告人は大に落膽し焦慮の餘り最早此の上は直接 天皇陛下に上奏して其の御裁斷を仰ぎ奉るの外に解決の途なしと思惟し、遂に直願に及ばん事を決意し、同月十七、八日頃の夜、密に野田町字中の臺百九十四番地爭議團本部事務所内に於て、被解雇従業員及其の家族等の窮狀を具陳したる奉書紙二葉に亘る上奏書を認め、直願の機會を待ち居りしが、偶同月下旬頃より久宮祐子内親王殿下御不例に渡せられ次で翌三月八日御薨去あらせられたる爲め、恐懼して一時其の計畫を中止し、更に同月十六日夜、密かに前同所に於て右上奏書中の前葉を書替へ、殿下の御薨去に付恐懼に堪へざる旨を加筆して、再舉機會を窺ひ居り、而して同月十九日新聞に依り 天皇皇后兩陛下明二十日午後一時三十分赤坂離宮御出門東京驛御發車にて神奈川縣葉山に行幸啓あらせらるる趣を知得するや、急遽右上奏書を携へて上京し、其の行幸啓當日午後零時半頃より、東京市麴町區永樂町一丁目一番地丸の内ビルディング東側歩道の北寄部分に蟬集せる拜觀者中に紛れ入り、兩陛下の御通過あらせらるるを待ち居りて、同日午後一時四十三分頃同ビルディング東北角前の御道筋に鹵簿に向つて約一間半進出し、路上に土下座して直訴直訴と叫びつつ右上奏書





手を舉げ、静かに静かにと連呼し、暴行の制止に努めたるに、被告松吉は操に飛蒐りたり。依て操は豫て函館警察署長より委任せらるるところに従ひ、松吉を検束せんとし松吉の手を押へ檢束處分に着手し、群集に押されて倒れ、依然松吉の手を押へ居りたる處、松吉は操が檢束處分に着手なるを知らながら石にて操の額部及左側後頭部を數回毆打し、尙ほ此際被告清も其場に來り操が檢束處分に着手なるを知らながら、木棒にて操の後頭部及背部を數回毆打し、以て被告兩名は職務執行中の操に暴行を加へたり。而して操は前顛の如く被告兩名より毆打せられたる爲め後頭部に一は長徑約三糎、一は同約二糎深何れも骨膜に達し加療約四十日を要する挫裂傷を負ひたるも、該挫裂傷は被告兩名の毆打中其何れに基くや之を知ること能はざるものとす。

(二) 被告森田は函館船渠株式會社職工として、昭和三年二月十一日より同會社内に取りたる同盟罷業團の一員なる處、同月二十二日午前七時三十分頃同市臺場町四十六番地該罷業警備隊事務所前通路に群集せる罷業職工が函館警察署巡查秋野六郎に對し暴行を加ふるを同署巡查瀧川操が制止せんとするに當り、手を以て同巡查の頭部を毆打暴行を加へたるものなり。

函館		第一二審		上告審		職業氏名		犯時	
警察犯	見事	結了	結果	見事	結了	結果	職業	氏名	犯時
九日	三月	四月	五月	三月	三月	三月	職務勸農 民黨函館 支部書記	板垣武男	三月

犯罪事實(判決)

被告人は事實なきに拘らず、昭和三年二月二十二日函館市臺場町の函館船渠株式會社職工の爭議團第一集合所へ函警高等係秋野六郎なる者泥酔し、十數名の警察官を引卒して泥靴の儘亂入し、其處に居合せたる爭議團員、應援委員の者を手當り次第に毆り、遂に流血の不詳事を惹起するに至つた云々と記載したる虚偽の文書を印刷し、之れを翌二十三日午前八時頃函館市内に約五千部を配布し、以て人を誑惑せしむべき虚報を爲したるものなり。

千葉		第一二審		上告審		職業氏名		犯時	
傷害	見事	結了	結果	見事	結了	結果	職業	氏名	犯時
同三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	雜役	根本清太郎	三月

犯罪事實(公訴)

昭和二年九月以降の野田労働争議に關し、

第一、被告根本清太郎は、右労働争議に應援の爲め労働組合京濱支部より派遣せられ、爾來野田争議園本部に滞留し、應援に従事中、昭和三年三月一日午後七時半頃同町大字野田二百八十四番地地先路上に於て偶々被告大塚長吉に出會するや、同人に本店のものなるや否やを推問したるに之を否認し通過せんとしたるも其風姿會社雇傭の暴力團らしく認められ、最近争議團員四名も刺傷せられたる事實あり、危害を加へられざる先に攻勢に出づるに如かずと決意し、携持し居りたる長さ二尺五寸徑約一寸五分位の丸棒を以て右大塚の頭部を毆打し因て同人の左上眼瞼に打撲裂傷後頭部に打撲傷を與へ何れも治療一週間を要する創傷を負はせ、

第二、被告大塚長吉は、前記労働争議に加盟し罷業を爲し居るものなる處、昭和二年十月中同盟を裏切り、組合を脱し同町所在丸本運送店に雇はれ、爾來同運送店の業務に従事中、昭和三年三月一日外出し前同所を通行中、前項掲記の如く被告根本清太郎より暴力を受くるや、直に携持し居りたる短刀を抜き同人に對抗し、其右手に斬りつけ且被告清太郎の顛倒するや、同人の所持せる前記丸棒を投げ付け、因て同人の右手第一第三第四指末節に打撲傷第四掌骨背面に長さ約二仙米

深さ皮下に達する切創等治療一週間を要する傷害を負はしめたるものなり。

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
毀 棄	罪 名	檢 事 意 見	結 果	檢 事 意 見	結 果	檢 事 意 見	結 果			年 齡
罰四十圓	松戸	見	了	見	了	見	了	醸造工	逆井三郎	三
罰四十圓		三、四、三	(略)							

犯罪事實(略式)

被告人は、日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員にして昭和二年九月以降係争中なる野田醬油株式會社對右支部員間の争議に關し、

第一、昭和三年三月四日午前一時二十分頃東葛飾郡野田町上花輪池澤市太郎方に到り、同人が労働組合を裏切り會社に復職したるを憤り、自己の穿用せる編上靴にて同家表雨戸二枚を蹴り、以て同雨戸の下方長一尺巾二寸五分乃至一寸八分位の不整形に四ヶ所を損壞毀棄し、

第二、同日午前一時四十分頃更に野田三百一番地正義團員直井近藏方に到り、正義團には労働組合に同情なく却て不利の行動を爲すを憤り、前同様編上靴にて同家雨戸四枚を蹴り其下方何れも一尺乃至二尺巾四寸二分乃至七寸六分位を損壞し尙硝子障子三枚の腰板を蹴り抜き以て毀棄したる

ものなり。

川 旭		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時	
罪 名	旭川區	意 見 事 結 果	年 月 日 了 結 果	意 見 事 結 果	年 月 日 了 結 果	無	津 田 伊 平	年 齡	犯 時
出版	罰二十	三、四、五	罰二十						
出版	罰二十								

犯罪事實(略式)

被告人は昭和三年三月十二日旭川市一線一號旭川合同労働組合事務所にて「鬼娘ト遊ブナ」と題する左記文書百枚を印刷しながら、内務省に之が届出を爲さずして、同日其内三十枚を同市大成小學校の兒童に頒布し、且之に印刷者の氏名、住所、印刷の年月日を記載せざりしものなり。

備考

被告人は旭川合同労働組合内に起臥し労働運動に従事し居るものなる處、旭川市道路工事請負者の賃金不拂より同請負者の子女の悪口を記載したる文書を無届頒布したるものなり。

鬼娘ト遊ブナ

皆サン四年四組ノ南日アイ子サンノオ父サンハ鬼デス  
 家ノオ母サンガ働(ハタラ)イタオ金ヲマダクレナイノデス。ウチデハ困ツテオ米モミソモ買フコトガデキナイ 私タチノガクコウヨウヒンモ買ウテモラウ事ガデキナイ  
 皆サンアイ子サンノオ父サンガオ金ヲクレルマデ 鬼娘アイ子ト遊ブナ

川 旭		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時	
罪 名	旭川區	意 見 事 結 果	年 月 日 了 結 果	意 見 事 結 果	年 月 日 了 結 果	書 家 洪 澤	氏 名	年 齡	犯 時
警察犯	拘七日	三、四、五	拘七日						
警察犯	拘七日								

犯罪事實(判決)

被告人は犯意繼續の上、

第一、昭和三年三月十二日空知郡上富良野村に於て、「全村民は奮い起つて村政を裁判せよ」と題し「諸君の血税を以てためた㊦の物品断じて買ふな」と記載せる文書百枚を印刷し、同日之を同村市街地の各戸に配付し、以て同地の荒物雜貨商吉田吉之輔の營業に對する妨害を爲し。

第二、同月十五日同所に於て「檄」と題し、「泥棒㊦吉田の品物を一品たりとも断じて買ふな」と記載



廣島		第 一 區 審		第 二 審		上 告 審		職業	氏 名	犯時
暴力	罰二十	三、四、九	罰二十	三、四、九	罰二十	三、四、九	罰二十	日稼	山内義徳	三
暴行	罰二十	三、四、九	罰二十	三、四、九	罰二十	三、四、九	罰二十			
暴行	罰二十	三、四、九	罰二十	三、四、九	罰二十	三、四、九	罰二十			

犯罪事實(公訴)

被告山内義徳は、吳海軍工廠内四船渠土工夫を解雇されたるものなるが、右は同工廠海軍技手保科實雄(當時三十五年)の爲めなりと誤解し、同じく解雇仲間の住所氏名不詳男二名と共同して、昭和三年四月七日午前五時三十分頃吳市西片山町三十番地なる保科實雄方前街路に於て、同人が工廠より歸途を待受け、手拳にて右保科實雄を殴打暴行したるも、傷害するに至らざりしものなり。

千葉		第 一 區 審		第 二 審		上 告 審		職業	氏 名	犯時
傷害	懲一年	三、四、三	懲二年	三、三、三	懲一年	八月	懲一年	無	深井浦吉	吳
傷害	懲一年	三、四、三	懲二年	三、三、三	懲一年	八月	懲一年			
傷害	懲一年	三、四、三	懲二年	三、三、三	懲一年	八月	懲一年			

犯罪事實(公訴)

被告は、労働組合員にして、昭和二年九月以降の野田労働争議に關し、昭和三年四月十三日午後九時頃東葛飾郡野田町野田三百五十七番地々先路上に於て、組合員染谷作次郎が丸本運送店人夫請負者清水七之助と衝突口論を始めたる爲め、右清水を右會社雇人れの暴力團員と誤認し、直に同僚たる染谷作次郎を應援する目的の下に、携帯し行きたる長さ二尺丸さ二寸位の竹棒を以て、清水七之助の左眼を突刺し、因つて一眼を失明せしめ治療約四週間を要する傷害を負はしめたるものなり。

神 戸		第 一 區 審		第 二 審		上 告 審		職業	氏 名	犯時
出版	罰二十	三、七、六	罰二十	三、七、六	罰二十	三、七、六	罰二十	貝卸工	土谷謙一	三
出版	罰二十	三、七、六	罰二十	三、七、六	罰二十	三、七、六	罰二十			
出版	罰二十	三、七、六	罰二十	三、七、六	罰二十	三、七、六	罰二十			

犯罪事實(判決)

昭和三年六月五日「ボタンの賃銀値下反對總罷業決行」と題する貝卸職工同盟罷業の理由を説明したる左記文書を出版するにあたり、製本二部を内務省に送付せざりしものなり。

賃金値下を労働者の大衆的力でケツトバセ!!  
操業短縮

操短下の暴風に抗して我等の陣營を守れ!!

関税問題を絶好の機会とした全淡工場主共は数回の謀議によつて操場工一割二穴明工一割五分面  
削機工一割二の値下操業短縮を發表した

去年の春俺達が血と涙で戦ひ取つた値上も飛でしまうのだ

現在の俺達のドンゾコの生活から此の上賃下をやられ生きてゆけるか

兄弟よ!! ハツキリ考へよう。

いつも勞資協調を口にする工場主共は背負投を喰はしたのだ。

俺達の組合ブチ壊しにかかつたのだ

●對策は出來たぞ!

●ツア! 戦ひはこれからだ。

●軍用金と兵糧の山を築こう

●組合旗の下に團結せよ!!  
働かせろ!!  
賃下絶対反對だ!!  
喰はせろ!!

日本労働  
組合同盟  
淡路労働向上會  
淡路貝卸加工労働組合

編輯印刷發行人 津名郡洲本町幸町  
土谷謙吉

大 阪		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名	犯 時 年 齡
傷 害	罪 名	意 見	結 果	意 見	結 果		
警六月	三、七、三	警十月	三、七、三	無	筆	義	禮
三							

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人は元南海鐵道株式會社従業員として勤務中、昭和二年七月同會社従業員間に於て労働爭議

發生したる際、該争議に關與したる爲誠首せられ、其後徒食し居たるも、最近同社の經營に係る大阪市浪速區惠美須町一丁目南海食堂に料理人として備はるるに至りたるものなる處、前記争議當時より同社事務取締役岡田意一の專横なる態度を憎み、争議終熄後も同人が依然として反省することなく、其の聲明に背き、復業者に對して私怨を挟み、不公平なる取締を爲し、毫も誠意の認むべきものなしと思惟し、平素復讐の念を抱き密に其の機を窺ひ居たる折柄、過般労働運動者が大日本紡績株式會社重役に硫酸入コップを投げ付け傷害したる事件に想到し、之を模倣し暴舉に出でしことを企て、昭和三年六月九日午後三時頃前記岡田意一が同會社線難波驛發和歌山市行列車に乗車せむとして同驛構内昇降場を歩行せる途中を邀し、豫て用意せる所携の壘入硫酸を同人の背後より投げ付け、以て同人の左顔面及頸部其他に治療日數約二十八日間を要する傷害を加へたるものなり。

山松		第一		第二		上告		職業		氏名		犯時	
罪名		八幡濱區		第一		第二		審		審		審	
出版	第一	第三十	第一	第三十	第一	第三十	第一	第三十	第一	第三十	第一	第三十	第一
版	第二	三、七、三〇	第二	三、七、三〇	第二	三、七、三〇	第二	三、七、三〇	第二	三、七、三〇	第二	三、七、三〇	第二
罰	第十	罰	第十	罰	第十	罰	第十	罰	第十	罰	第十	罰	第十
意	見	年	結	意	見	年	結	意	見	年	結	意	見
事	月	日	果	事	月	日	果	事	月	日	果	事	月
結	果	三、九、二	各	結	果	三、九、二	各	結	果	三、九、二	各	結	果
了	三、九、二	各	罰	了	三、九、二	各	罰	了	三、九、二	各	罰	了	三、九、二
日	各	罰	十	日	各	罰	十	日	各	罰	十	日	各
結	三、九、二	各	罰	結	三、九、二	各	罰	結	三、九、二	各	罰	結	三、九、二
果	三、九、二	各	罰	果	三、九、二	各	罰	果	三、九、二	各	罰	果	三、九、二
三、九、二	各	罰	十	三、九、二	各	罰	十	三、九、二	各	罰	十	三、九、二	各
各	罰	十	三	各	罰	十	三	各	罰	十	三	各	罰
罰	十	三	二、三〇	罰	十	三	二、三〇	罰	十	三	二、三〇	罰	十
十	三	二、三〇	棄	十	三	二、三〇	棄	十	三	二、三〇	棄	十	三
三	二、三〇	棄	却	三	二、三〇	棄	却	三	二、三〇	棄	却	三	二、三〇
二、三〇	棄	却	行	二、三〇	棄	却	行	二、三〇	棄	却	行	二、三〇	棄
棄	却	行	青	棄	却	行	青	棄	却	行	青	棄	却
却	行	青	商	却	行	青	商	却	行	青	商	却	行
行	青	商	物	行	青	商	物	行	青	商	物	行	青
商	物	久	保	商	物	久	保	商	物	久	保	商	物
物	久	保	峰	物	久	保	峰	物	久	保	峰	物	久
久	保	峰	敏	久	保	峰	敏	久	保	峰	敏	久	保
保	峰	敏	云	保	峰	敏	云	保	峰	敏	云	保	峰
峰	敏	云		峰	敏	云		峰	敏	云		峰	敏
敏	云			敏	云			敏	云			敏	云
云				云				云				云	

犯罪事實(公訴)

被告は、

第一、昭和三年六月九日居町八幡濱活版所に於て「解雇に絶対反対しろ、會社が儲けるために職工が犠牲、解雇手當制定、待遇改善を要求せよ」と題し、近江帆布紡績會社が不景氣に藉口して職工を誠首するも、會社は毎期多額の配當を爲し重役、工場長等は巨額の賞與を受け居るは不條理なりと難し、會社は時に多數の職工を解雇するときは社會問題を惹起するの虞あるより、徐々に五人十人を誠首し、且つ相當の解雇手當を給せざるの不法を論じ、同會社に對し解雇に絶対反対を爲し、寄宿舎賄の改善、解雇手當の制定其他二、三の要求を爲すべき旨の事項を記載したる文書二千枚を印刷し、同日午後六時頃近江帆布株式會社八幡濱工場裏門附近に於て、同會社職工等に五百數十部を頒布したるに拘らず、發行の日より到達すべき日數を除き三日前に其二部を添へ内務省に届出を爲さず。

第二、右出版物は昭和三年六月九日印刷發行せるに拘らず、同月五日印刷同月十日發行と不實の記載を爲したるものなり。

備考

本犯は、近江帆布株式會社八幡濱工場に於て不景氣に藉口して、故なく職工を誠首するとの風

説を耳にしたるより、職工を煽動して労働問題を惹起せしめんと畫策したるに起因す。

千 葉		第 二 審		上 告 審		職 業		氏 名		犯 時			
罪 名	松 戸 區 審	意 見	結 果	意 見	結 果	職 業	氏 名	年 齡	犯 時	職 業	氏 名		
住居侵入	懲六月	懲六月	三、六、三	懲四月	三、七、九	懲四月	不詳	三、一〇、二	棄却	職工	高橋光吉	三六	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	自由労働者	阿比古 欽	三三	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	職工	井口榮太郎	三三	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	無	野末時次郎	三三	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	原田豊次	三三	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	林 丑松	三三	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	機械工	林 丑松	三三	三

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告高橋光吉は一般労働者組合に、被告阿比古欽は東京自由労働者組合に、被告井口榮太郎及被告野末時次郎は日本労働組合總聯合に、被告原田豊次は日本労働組合同盟に、被告林丑松は日本機電労働組合に屬するものなるところ、昭和三年四月二十四日東京市麴町區有樂町に本社を有し、同市芝區田町、同市外大森町、同市外代々幡町幡ヶ谷に夫々工場を有する大同電氣株式會社に在りて

は田町工場敷地が區劃整理の爲め徵收せられたると、事業不振の理由の下に同工場在勤男女工百五十名に對し解雇を命じ、解雇手當百十圓を給することせしに、是等職工等は其解雇手當を不當と爲し、會社に對し増額の要求を爲し、大森、幡ヶ谷各工場の同會社職工等も之を後援すると共に更に待遇改善の要求を爲し、共に會社の容るるところとならざるや、茲に五月八日に至り總罷工を爲し爭議を惹起して會社に對抗し、被告高橋、阿比古、井口、野末、原田等も之に應援して一ヶ月を閱したるも解決を見るに至らざりし爲め、被告人等は多衆爭議團員と共に千葉縣東葛飾郡市川町眞間二十番地居住會社々長本多貞次郎に直接面談し其要求を貫徹せんと企て、同年六月十日午後二時三十分頃多衆と共に前記本多邸に到り面會を求め拒絶せらるるや、被告高橋、同阿比古、同井口、同林は同家屋内に土足の儘侵入し、被告野末、同原田は同邸内に侵入したるものなり。

東 京		第 二 審		上 告 審		職 業		氏 名		犯 時				
罪 名	東 京 區 審	意 見	結 果	意 見	結 果	職 業	氏 名	年 齡	犯 時	職 業	氏 名			
暴力	懲四十	懲四十	三、二、一	懲二十	四、三、六	懲二十	無	三	三	無	戸倉義夫	三五	三	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	人夫	鶴岡直和	三三	三







犯罪事實(公訴)

被告人は豫て労働争議中の東京金網株式会社職工にして其罷業團員なるところ、昭和三年十月二日夜豊多摩郡代々幡町幡ヶ谷三百五十六番地同會社技術部長太田要方に於て、罷業團員二、三十名と共に争議解決促進の交渉を爲さんため、同家に赴き同家妻が主人不在なることを告げたるに不拘、同人を藏匿せるものと做し、不法に土足を以て同家に侵入し、且多數の威力を示し同家硝子戸を蹴破り更に玄關の障子二枚其他を破壊し、以て器物を毀棄したるものなり。

水戸		第一		第二		上		職業		氏名		
出版	罪名	検見	年月日	結果	検見	年月日	結果	検見	年月日	結果	職業	氏名
第一二四回	第一二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	著述業	小幡正雄
第二二四回	第二二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三
第三二四回	第三二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三
第四二四回	第四二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三
第五二四回	第五二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三
第六二四回	第六二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三
第七二四回	第七二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三
第八二四回	第八二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三
第九二四回	第九二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三
第十二四回	第十二四回	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小幡正雄	三

犯罪事實(公訴)

被告人は水戸合同労働組合に加入し労働運動に従事し居るものなるが、昭和三年十月八日水戸市上市田見小路伊藤印刷職工同盟罷業に關し「全市民労働者諸君に訴ふ」と題し、伊藤工場主を批難攻撃したる左記文書千部位を著述印刷し、市内へ頒布し以て出版したるものなる處、

- 一、出版者として内務省へ制規の届出を爲さず、
- 二、發行者として自己の住所、氏名及印刷者の氏名、住所等を該文書に記載せざりしものなり。

伊藤印刷所ストライキ

伊藤印刷所ストライキ

全市労働者諸君に訴ふ

水戸市上市田見小路の伊藤印刷所は有名な強慾工場であつて主人伊藤雄之助は警官あがりの札つき資本家である。水戸の印刷工場はいづれも九時間半の労働時間であり同社もそれを實行して居たが最近吾々の從順につけあがつて十時間に延長し、公休日の日給は難くせつけて廢止せんとし、なほ夜業をやらせてろくにその賃銀を支拂はないのだ。市内のいづれの印刷工場でも割増手當を出してゐるのに伊藤印刷所はその割増手當を出さないばかりか夜業の賃銀を胡魔化してゐるのだ、また衛生設備に至つては便所の設備さへなく痰壺の備へつけなきは勿論だ、かてて加えて賃銀は市内で一番の底廉なのだ、十四、十五歳の少年とは云ひながら出来るだけコキ使つて日給三十五錢也。印刷小僧の日給三十五錢はもう十年前の話だ、そればかりか解雇の時は一文も出さず大根でも切る如くズバ／＼と首を切つて飢餓の街頭へほうり出すのだ、吾々はその氣の毒な仲

間を涙で送つて居たが何時かは吾々にも加へられる運命であることを思へば、安然としてはゐられない、このやうな、横暴な工場主の相棒こそ職長の小池政男だ。ここに於て吾々は、

衛生設備の完備、公休日の日給支給、賃銀値上げ、労働時間短縮、職長排斥

等八ヶ條を十月七日社主に歎願したが社主は一言の下に拒絶して來たのだ、

この横暴の前に吾々は従順であるべきだらうか。否々、ましてこの彼等の態度こそ先頃内々決められたと云ふ印刷同業組合の時間延長、公休日給支給停止のまへぶれだと思へばたとへ吾々年若しと雖ども我慢は出來ない。我々は今やこの正しい主張を貫徹する爲めに戦ふことを決心した。

賢明なる市民諸君！

親愛なる同工諸君！

此吾々の戦ひの勝利の爲に罷業破りを出さないで頂きたいそれから精神的物質的の應援を送られんことを

昭和三年十月八日

伊藤印刷所 争議團

水戸市上市馬口勢町一丁目

一、出頭者として内務省へ届出をせよ。應援 常盤 一般労働組合

水戸合同労働組合  
水戸印刷工同志會

京 東		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業		氏 名		犯 時	
罪 名	檢 査 意 見	結 了 日 期	結 果	檢 査 意 見	結 了 日 期	結 果	檢 査 意 見	結 了 日 期	結 果	職 業	氏 名	年 齡	時 間
暴力	罰三十圓	三、三、三	罰三十圓							職工	大野由則	三	
同	同	同	同							職工	栗原治郎	三	
同	同	同	同							無職	林光由	三	
同	同	同	同							職工	地田正吾	六	
同	同	同	同							職工	大塚辰雄	三	

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人等は豫て労働争議中の東京金網株式會社の職工にして争議團員なるところ、同會社の夜警員野崎己之助に對し同人が争議團に不利なる宣傳を爲したりとて反感を有し居りたるが、共謀の上同人を其夜警勤務の歸途を擁して毆打せんことを企て、昭和三年十月二十三日朝同人が自轉車に乗りて豊多摩郡代々幡町字幡ヶ谷六百二十四番地先空地に差蒐るや、待受けたる被告人辰雄は懐中電



川 野

小淵三竹師直に依りて...  
新吉人...  
謝 表  
の 註。謝表...  
の 註。謝表...

小作爭議に基く犯罪

新 潟		第 二 審	上 告 審	職 業	氏 名	犯 時 年 齡
罪 名	意 見 事 結 果					
暴 力	意 見 事 結 果	意 見 事 結 果	意 見 事 結 果	米 穀 商	長 谷 川 福 昌	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	農	松 澤 留 藏	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	無	石 田 宥 全	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	無	石 田 宥 全	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	無	石 田 宥 全	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	無	石 田 宥 全	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	無	石 田 宥 全	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	無	石 田 宥 全	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	無	石 田 宥 全	三 三
同 同	同 同	同 同	同 同	無	石 田 宥 全	三 三

犯 罪 事 實 (判 決)

被告石田宥全は日本農民組合新潟縣聯合會常任執行委員、松澤留藏は日本農民組合委員、長谷川福昌は日本無産青年同盟新潟縣支部執行委員なる處、大正十五年十一月頃中蒲原郡菅名村地主等聯合して小作人等に對し、作米の假差押を爲し且つ土地返還請求を爲す等小作人に對し苛酷の處置を執りたるを憤慨し、被告等三名共謀して地主等を脅迫し、彼等の自覺を促進せしめん事を企畫し、昭和二年一月三日午前零時半頃地主の一人なる中蒲原郡菅名村大字石曾根樋口徳次郎方に到り、長さ約三間の杉丸太を以て同家格子窓を突き破り又は手拳大の石を投付け、依つて格子及障子戸二枚を破壊したるものなり。







被告人は日本農民組合山陰聯合會員にして、肩書居村長谷川喜一郎所有田畑を借受け小作し居り、大正十五年度の小作料三石三斗の内九斗五升を支拂はざるより、昭和二年一月十四、五日頃右喜一郎が被告人の肩書居宅に於て、被告人に對し之が支拂方を督促するや、被告は待つて居れしこ（暴行の意味）をしてやると申聞け、一方自分の妻節子に對し、同村農民組合員なる福村熊藏外一名を呼び來れと命じ、以て同人等と共に長谷川喜一郎の身體に危害を加ふべき勢を示して、同人を脅迫したり。

奈良		第一區		第二審		上告審		職業氏名		犯時	
差押標 示無効	罰二十	三、三、三	罰二十	意見	結了	結果	意見	結了	結果	農	田中清太郎
圓	二十	日	圓	年	日		年	日			三

犯罪事實(公訴)

被告は奈良縣生駒郡片桐村大字池の内植田權重より同村大字西田中十二番地田七畝二十三歩を賃借耕作し居りたるが、大正十四年度及同十五年度の小作米を滞納したる爲め、大正十五年十二月八日奈良地方裁判所の決定に因り、奈良區裁判所執達吏西浦常次郎より該田地を執達吏に於て占有す

る旨の假處分の執行を受け、且其旨の標示を受けたるに拘はらず、昭和二年二月四日午前八時頃より同日正午頃迄擅に該田地に侵入して、以前より植付けありたる蠶豆の耕作を爲し、以て右差押の標示を無効たらしめたり。

徳島		第一區		第二審		上告審		職業氏名		犯時	
毀棄	懲四月	三、三、三	懲四月	意見	結了	結果	意見	結了	結果	農	矢部清二
懲	四月	日	懲	年	日		年	日			三

犯罪事實(判決)

被告人は日本農民組合徳島縣聯合會執行委員なる處、曩に地主なる徳島縣那賀郡平島村原信太郎に對し組合員たる小作人の爲めに小作料減免の要求を爲し、延ひて信太郎の舉措に快からず思ひ居りたる折柄、昭和二年二月十三日午前一時頃酒氣に乘じ前記信太郎方表門の潜戸を有合せの五寸大の石を以て亂打し、同潜戸に縦一尺八寸、幅九寸位の孔を穿ちて破壊し、之を押開き同所より故なく信太郎居住の邸内に侵入したるものなり。

奈良		第一條區審		第二條區審		上告審		職業	氏名	犯時
青迫	懲三月	二、五、二四	罰五十圓	二、六、三	罰五十圓			農	岡本孫太郎	四
青迫	懲三月	二、五、二四	罰五十圓	二、六、三	罰五十圓			農	岡本孫太郎	四

犯罪事實(判決)

第一、被告人は小作人にして日本農民組合員なるところ、兼ねて居村大字火打に於ける地主及小作人間に小作料の紛議ありたる折柄、昭和二年二月十六日地主山本良三が小作人武澤周市に對し、地主廣岡安松が小作人森本幸吉外二名に對し、何れも小作料債權保全として有體動産の假差押を爲したる爲め、同日右良三が被告人の居宅附近を通行したる際、同人に對し其手を掴みながら、一寸自分方へ這入り話を聞き貰ひ度しと申向けたるも、同人が肯せざるや之に憤慨し、俺は農民組合員にして水平社と同様であると叫び、同人が手を振離し歩行し始むるや、更に大聲を以て其の後方より俺一人の命さへ捨てたならば皆の者が助かると叫びながら、附近の同人宅迄追跡し、因て其身體に危害を加ふべきことを暗示して同人を脅迫し、

第二、同日上記の如く良三方に到り、更に良三と喧嘩し之を聞知して來合せたる近隣の地主中西寅

市と亦口論を爲したる末、良三方を立去りたる際、同人宅附近に於て同人の妻ツネ及右寅市に對し大聲を以て區長なにかさすものか、小口から家に火を付けて焼いて仕舞ふて遣ると放言し、以て財産上の危害を加ふべきことを通告して、同人等を脅迫したるものにして

第一、第二の行爲は犯意繼續に出でたるものとす。

鳥取		第一條區審		第二條區審		上告審		職業	氏名	犯時
同	同	同	同	同	同	同	同	農	渡邊美濃	元
同	同	同	同	同	同	同	同	農	角愛吉	三
同	同	同	同	同	同	同	同	農	長谷川虎三	三
同	同	同	同	同	同	同	同	農	杉森鐵治	三
同	同	同	同	同	同	同	同	農	田中晚	三
同	同	同	同	同	同	同	同	農	塚田朝太郎	三
同	同	同	同	同	同	同	同	農	古川文太郎	三
同	同	同	同	同	同	同	同	農	田中新藏	三
同	同	同	同	同	同	同	同	農	田中石藏	三

昭和二年



被告人院外三名に對しては同月十八日、孰れも有體動産の假差押を爲し、爾餘の小作人に對しても順次同一手段に出でんとする情勢に在りたるを以て、之に憤激し居りたる折柄、同月十九日午後九時四十六分淀江驛發の列車にて、大阪市に於ける日本農民組合全國大會に列席すべき通稱汗西部と稱する同郡淀江町及其附近なる同郡高麗村、大山村、宇田川村、所子村並大和村の一部の右聯合會内各支部を以て組織せる汗西部協議會の委員長なる被告人美濃等各支部の幹部の見送の爲め、同協議會部内の組合員數百名が淀江町に參集したる機會を利用し、前記儀三郎方へ襲撃し、以て暴行脅迫して騷擾を醸すに當り、

第一、被告人美濃は該汗西部協議會委員長兼右山陰聯合會宇田川支部副支部長、同爭議部長にして現場に臨み該襲撃實行の手配を爲し、以て其の群集を指揮し、

第二、被告人愛吉は該聯合會淀江支部長、同鐵治は同平支部長、同虎三は同保田支部長にして、該騷擾に参加したる淀江町以西の部落組合員が同町精明寺附近に、其の以東の部落組合員が同町外養良高等小學校附近に、其の他の部落組合員が同町尋常小學校附近に集合し居りたるより、是等各部隊間の連絡を圖り、襲撃實行の時機を合圖すべき任務の傳令を使役して、其の群集を指揮し、尙ほ右虎三は自ら前記養良高等小學校方面へ傳令の任に當りて、其群集を指揮し、

第三、被告人朝太郎は同宇田川支部長にして前記精明寺前に集合したる其支部の組合員なる被告人三代治外約百名を同所より指揮引率して、前記儀三郎方へ押寄せ襲撃し、

第四、被告人院は同豊房第一支部長にして、衆に率先して右儀三郎方へ投石し且「ヤレヤレ」と怒號して助勢し、

第五、被告人市次郎は同稻光支部長及同榮造は同支部長代理にして孰れも多衆に率先して右儀三郎方表入口大戸を倒壊して勢を助け、

第六、被告人莊一は同宇田川支部福井班の副班長にして、衆に率先して右儀三郎方表大戸の潜戸を押開きて屋内に闖入したる上、同出入口に於て「サー這入レ〜」と號令し、尙「ヤレ〜萬歳」と叫びて其の勢を助け、

第七、被告人清信は右福井班長にして、前記精明寺前より該班の組合員なる被告人仲吉外十數名を指揮引率して右儀三郎方へ押寄せ、且衆に率先して同人方屋内へ石及魚屋用大木箱を投付けて助勢し、

第八、被告人隆は同淀江支部の財務部長、同恒友は同支部の爭議部長、同久一は該支部の政治部長にして、孰れも傳令の任に當り、以て被告人愛吉と共謀して、群衆を指揮し、且右隆及恒友は孰

れも衆に率先して「ヤレヤレ」と呼びて各其の勢を助け、

第九、被告人正則は右淀江支部の調査部長にして、衆に率先して右儀三郎方屋内へ大木箱一個及石數個を投付け「ヤレ／＼」と怒號し、且巡查伏野仲藏の脚を蹴り、以て其の勢を助け、

第十、被告人植造は他人に率先して幅約五寸長約一尺三寸の大石を右儀三郎方表大戸の下方へ投付け、以て該大戸を其の敷居より離脱せしめ、且「ヤレ／＼」と數回怒號して助勢し、

第十一、被告人實及同隆壽は孰れも前示大戸を右首藤榮造等と共に倒壊せしめ、且「ヤレ／＼」と怒號し、尙ほ右隆壽は右儀三郎方屋内へ石數個を投入し、以て其の勢を助け、

第十二、被告人好明は衆に率先して右儀三郎方店の間表兩戸三枚及其の内側の硝子障子を倒壊し、同所に閉ぢ残れる他の硝子障子一枚を取外して其の屋内に投込み、尙ほ投石し「ヤレ／＼萬歲」と呼びて助勢し、

第十三、被告人源助は衆に率先して右儀三郎方店の間表兩戸一枚を取外したる上、之を其の家内に投込み、且右手を舉げて「ヤレ／＼」と呼びて其の勢を助け、

第十四、被告人三代治は衆に率先して前記儀三郎方屋内へ石及魚屋用大木箱を投付け且「ヤレ／＼」と怒號して助勢し、

第十五、被告人増一、同幸太郎は孰れも衆に率先して右儀三郎方屋内へ投石し、且「ヤレ／＼」と呼びて其の勢を助け、

第十六、被告人仲吉、同兼治は孰れも衆に率先して右儀三郎方表大戸又は其屋内へ豫て用意し來れる石を投付けて助勢し、

第十七、被告人藤一は同國信班長、同文太郎は同今津支部長、同石藏は同福頼兼平岡支部長、同新藏は同福頼兼平岡支部政治部長にして、被告人萬市、同民隆、同喜生、同文雄等と共に孰れも前顯被告人等に附和隨行して右儀三郎方へ押寄せ襲撃し、

以て前示多衆と共に右儀三郎方表側の大戸兩戸硝子戸及障子等を倒壊したるのみならず、兩戸魚屋用の大木箱六個三貫匁乃至十貫匁の大石五個三貫匁以下の石數十個、竝陶器製蝸壺及瓦の破片等を同家内に投石し、右戸障子店の間の上り框、鴨居、二階小根太、大黒柱、壁、格子戸、戸棚の鏡戸、室内電燈、炬燵及店の次の七疊の間の硝子、障子、柱、桐戸並其次の四疊室の階段、戸棚等を損壊し、尙ほ表二階の窓硝子戸及表廂板に投石損壊し、因て約金一百圓の損害を蒙らしめ、尙ほ其際現場に來りたる巡查伏野仲藏に暴行を加へ、且其の携帯せる提灯を踏破り、其の佩劍を奪ふ等狼籍を極めて騷擾を爲し、因て附近の靜謐を害したるものなり。

前橋		高崎支部		第二審		上告審		職業	氏名	犯時
暴力	懲五月	同	同	懲四月	同	同	同	農	徳江忠衛	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	秋山吉重	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	木間良一	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	吉田幸三郎	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	筒井宇三吉	三
脅迫	二、五、三	同	同	同	同	同	同	農	清塚吉太郎	五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	清塚榮八	五
毀棄	同	同	同	同	同	同	同	同	清塚榮八	五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	星野幸次郎	三

犯罪事實(判決)

被告人忠衛、良一、幸三郎等は日本農民組合群馬縣聯合會倉賀野支部の幹部、被告人吉重は同聯合會岩鼻支部の幹部、且倉賀野支部の顧問格として右農民組合の爲め努力し居りたる所、被告人宇佐吉は群馬縣群馬郡倉賀野町矢島仙太郎より同町字中里前桑畑一反一畝餘歩を賃借し居りしも大正十四年六月より大正十五年六月迄の小作料金貳拾八圓を延滞し且該畑地の手入を怠り荒蕪せし

めたるため、大正十五年八月中笠原竹次郎の仲介に依り右矢島の爲め右桑畑を引上げられ、爾來右矢島が右畑の一部の桑樹を掘り取り新に桑樹を植え且其間に麥を蒔付け等して手入を爲し、加之右延滞小作料に付昭和二年二月高崎區裁判所に支拂命令の申請をなし、同月十九日同裁判所より被告人宇佐吉に對し同支拂命令正本の送達ありたるを以て、同人は右農民組合倉賀野支部に加入し、右支拂命令の對抗策を相談したるを以て、被告人忠衛吉重等は之を右農民組合の手にて解決せんと協議し、先づ昭和二年二月二十三日頃被告人良一等と共に前記矢島方に到り、右矢島をして被告人宇佐吉の爲め前記桑畑を小作せしめ又は延滞小作料を減額せしめんと目的を以て、右矢島に對し之が交渉を爲したるも、矢島は之に應せざりし爲め、被告人忠衛は被告人良一等をして更に交渉を重ねしめたるも、矢島の承諾するところとならず、仍て被告人忠衛等は右の如き交渉に依りては右の目的を貫徹する能はざるを知るや、被告人忠衛、良一、幸三郎等は昭和二年三月七日前記組合事務所なる倉賀野町星野幸次郎方に於て、右の目的を達する爲には前記桑畑をば、農民組合又は同組合付屬青年部員の手にて、直接耕耘手入し其新に植付けたる桑樹をば引抜き、被告人宇佐吉に右畑の占有を移さしむるに若かずとの旨を協議し、同月十日被告人忠衛、幸三郎は被告人吉重に前記協議の趣旨を告げたる處、同人は之に賛成したるを以て之を執行することとし、忠衛等は右青年部員に



對し鎌を持ち右星野方に來るべき旨通知し、青年部員平井勇齊外約二十名を右星野方に集合せしめ、被告人良一、宇佐吉も亦同所に來會し右趣旨の決行に同意し、茲に被告人忠衛、吉重、良一、幸三郎、宇佐吉等共謀の上、被告人忠衛は他の被告人四名を代表し、同所に於て右青年部員に對し單に宇佐吉が矢島より借り居たる桑畑を耕し同地に新に植付けたる桑樹を掘り取り持ち來られたしとの旨を告げ、次で宇佐吉も亦皆さん宜敷御願ひしますと依頼し、右青年部員をして即時右桑畑に到り、右桑樹約二百本を掘取らしめ以て毀棄したるものなり。

取 島		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
毀棄	罰五十圓	檢事見	結了年月日	結了年月日	結果	檢事見	結了年月日	結果	農	國谷嘉一郎	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	國谷牛二	三

犯罪事實(略式)

被告人等は日本農民組合員なる處、同村地主國谷亨が組合員中の小作人に對し、宛口米不拂に對する假差押を爲したるを不満に思ひたる上、同村同組合員橋本禮三郎と共謀の上、昭和二年三月十

七日午後九時頃前記享方墓地に到り、石塔全部、石燈籠六個高さ二尺位の石玉垣十一間を押し倒し、該玉垣及石燈籠二個石塔二個を損壞したるものなり。

前 橋		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
傷害	懲二月	檢事見	結了年月日	結了年月日	結果	檢事見	結了年月日	結果	農	木村米藏	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三

犯罪事實(判決)

被告人は被害者發地金太郎より畑一反一畝二十二歩を小作し居り二、三年來該小作に付爭議を重ね居たる處、發地の所置を憤り昭和二年三月二十七日午前十時頃群馬郡岩鼻村大字矢中宇天王前の畑中に於て、同人を拳を以て毆打し、其の左耳部に加療三週間を要する傷害を加へたるものなり。

岡 山		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
暴力	懲八月	檢事見	結了年月日	結了年月日	結果	檢事見	結了年月日	結果	農	竹永此太郎	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三



第二、右執行は郵夫代理人戸田健次郎に於て、前記の経過に鑑る所あり、中途より三日間之を延期し、被告久藏等四名をして郵夫と示談解決を爲さしむる餘地を與へたるが、其後交渉決裂郵夫は同年四月一日を期し再強制執行を断行するに決したるより、被告此太郎、豊吉、久藏、藤太郎、與茂吉、小三郎は、他の農民組合員等と共に謀の上、右郵夫を脅迫して執行を阻止せんことを企て、同日に至り被告等は、他の農民組合員多數と共に、相前後して、郵夫方に到り、被告豊吉、久藏、藤太郎、與茂吉は、同家臺所に於て郵夫に面接し、被告豊吉は、同人に對し「今日執行さるる由なるが自分等を殺す積りであるが、自分が死ぬか、御前が死ぬか、覺悟して來た。之からは腕づくじや、今日遣るか何時遣るか判らぬが、自分が死ぬからには殺さぬでは置かぬ。」と大聲怒號し、被告藤太郎も同人に對し「度々相談に來るが、無理な事ばかりする、自分等も覺悟して來た、半年や一年懲役に行くのは覺悟して居る。」と威嚇し、此間被告此太郎、小三郎は、同家玄關先に立ち、多數組合員の喧囂せる間に於て「郵夫出て來い。」と各呼び、以て多衆の威力を示し、明示又は暗示に依り、交々郵夫に對し、身體に危害を加ふべき意あることを告知し、同人を脅迫したるものなり。

島 德		第一 區 審		第二 區 審		上 告 審		職 業		氏 名		犯 時	
罪 名	檢 事 意 見	結 了 年 月 日	結 果	檢 事 意 見	結 了 年 月 日	結 果	檢 事 意 見	結 了 年 月 日	結 果	職 業	氏 名	年 齡	犯 時
公務執行妨害 暴力	懲十月 同八月	二、六、二	懲十月 同八月	懲十月 同八月	二、七、二	懲六月 同四月				農 同	竹治五平 埴淵定吉	三 四〇	

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告人等は日本農民組合徳島縣聯合會古毛支部員なる處、

第一、昭和二年四月十二日執達吏田中廣純が農民組合員なる債務者竹治喜平方外三名に對する小作料の強制執行事件に付、債權者なる地主埴淵浪太郎と共に徳島縣那賀郡羽浦町大字古毛に出張し、先づ債務者竹治喜平方に到り、執行に取掛りたるが同家家人が納屋の鍵を携へて外出中なりし爲め、納屋の戸に假封印を施したる上、同村債務者谷崎民次郎方に於て執行に従事せる際、被告竹治五平は同家に到り農民組合員數名監視の下に、執達吏に對し、前記竹治喜平方の納屋に封印を施し、小供が學校より歸りても食事をすること能はざるが如きことを爲すは不當なり、あの封印を解けと迫り、執達吏が自分の職權を遣ること故他人の指圖を受けざる旨答ふるや、右被告は二



とである、そうなるに亂暴する人間も出ぬとは限らぬ貴殿方に迷惑を掛けるし又支部としても警察に厄介を掛けることになるから、此の處を能く考へて呉れ、どうしても小作させぬとなれば愈明日大勢が遣つて來るのであるとの旨申向け、巧に多衆の威力を示し、若し要求に應ぜざれば多衆集團し來たりて暴行等にも及ぶことあるべきことを思はしめて脅迫し、

(二) 同月五日前記森本徳太郎方に到り、同人に對し貴殿は淺石喜八に前記土地を小作させるやの件に付一切を自分の方に委さねば大勢の者が遣つて來る、委さぬとなると大勢の者が來ることになつて警察の厄介にならねばならぬから考て呉れとの旨申向け、前同様多衆の威力を示して脅迫し、

(三) 更に同月八日頃右森本徳太郎方に到り、同人に對し貴殿がどうしても自分等の言ふことを聞入ねば大勢の者が來るのであるからどうかして呉れ、前記立入禁止の札丈けなりとも取除き呉れとの旨申向け、執拗に強談し、

第二、(一) 被告佐野勇吉は前記第一記載の目的を以て、昭和二年三月三十一日頃前記森本徳太郎方に到り、同人に對し淺石喜八は土地を離しては困難するから是非同人に小作させて呉れ、若し夫れが出來ぬと言ふならば大勢遣つて來るのだ、すると罪人も出來るから何とかして小作させ

よとの旨申向け、前同様多衆の威力を示して脅迫し、

(二) 被告加藤利一は前記第一記載の目的を以て、同年四月四日前記森本徳太郎方に到り、同人に對し自分は本日組合の者が大勢來るのを差止めて置いたのであるが、夫れでも十四、五名の者が先發隊として自分方に來て居る、然し夫れは貴殿方に來ぬようにしてあるから何とか考て淺石喜八に小作させて呉れるようにして呉れとの旨申向け、強談したり。

但し右犯行は何れも前記第一記載の犯行と連續に係るものとす。

第三、被告稻原喜平は日本農民組合徳島縣聯合會執行委員なる處、前記第一記載の目的を以て、

(一) 昭和二年四月一日頃徳島縣那賀郡羽の浦町なる同聯合會事務所に於て、被告加藤利一に對し合貴殿方の支部として前記森本徳太郎に對し淺石喜八に小作させるよう交渉するも、徳太郎が聞入ねば附近五、六ヶ所の支部の組合員の總動員をして應援を求め、皆が森本徳太郎方に押掛けて行く外はない、そうして來る舊三月節句の休日を利用して徳太郎方に押掛けて行くことにするから、貴殿に於ては其趣旨を徳太郎に申向け、なるべく支部に於て解決するよう爲すべき旨指令を與へ、利一を教唆し遂に前記第一、第二の二の犯行を爲すに至らしめ、

(二) 同年四月四日前記森本徳太郎方に到り、同人に對し君は苗代を失つても相當金を貰つて安樂









らぬ」と告げ、被告人庄三郎、順之助等も口を揃へて同様に申し告げたる後、此の事は誰れにも口外すべからずと脅迫し、以て其場を立ち去りたるものなり。

江 松		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
罪 名	檢 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見	結 了 年 月 日	結 果	意 見	結 了 年 月 日	結 果	氏 名	年 齡
營業妨害	三月	三、六、七	懲三月						土井辨太郎	四

犯 罪 事 實 (判 決)

被告は居村農齋藤源之助所有の同村大字福原字京田七百四番田一畝二十四歩、同大字字頭無四百五十九番田二反七畝二十四歩、同大字字上後谷百七十六番田一段四畝二十七歩の三筆を賃借し小作し來りし處、昭和二年一月頃右京田の田を除き他の二筆を返還せんと欲し、其旨齋藤に交渉せるに、同人は返地せんと欲せば全部返還せよと主張し、終に全部を返還せしめ、其の内上後谷百七十六番の田を同村農福田常藏に小作せしめ、残り二筆は自作又は小作に附すること爲りたるより、被告は之を怨み、且つ右兩名の耕作を妨害せば再び自己に小作せしむることあるべしと思考し、同年四月下旬日不詳夜二回に亘り連續して前記上後谷百七十六番田一反四畝二十七歩の内長巾各約五間、

字頭無四百五十九番二反七畝二十四歩の内長五間七分巾四間六分、外幾部福田常藏の小作せる大字福原字八百田百七十三番田二反九畝二十一步の内長七間巾四間、向村シゲの小作せる大字同字京田七百四番田一反二十四歩の内長八間巾三間五分に渉る田邊外幾部に各硝子瓶の破片長約五分乃至三寸巾三分乃一寸を多量に投入撒布し、右田地の耕作を不能ならしめ、之を損壞し、且つ業務妨害を爲したり。

佐 賀		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
罪 名	檢 事 結 了 年 月 日	結 果	意 見	結 了 年 月 日	結 果	意 見	結 了 年 月 日	結 果	氏 名	年 齡
暴力	懲十月	三、四、五	懲十月						中島靜馬	元
同	同	同	同	同	同	同	同	同	宇戸彦七	元
同	同	同	同	同	同	同	同	同	井上信一	五

犯 罪 事 實 (豫 審)

第一、被告人中島靜馬の父庄作は、大正八年中佐賀縣藤津郡古枝村字門前六百九十六番地平金五郎所有同郡濱町字岩岡所在の田地二段六畝十八歩を、小作米四斗入九俵一斗の約定にて小作するこ

とになりたる處、該田地は他に比し水利悪しき爲め其の後間も無く金五郎の養子平鼎一及手代山口彌助に對し右小作料を六俵に減額し呉れ度き旨依頼し、庄作は固より被告人靜馬も既に金五郎の承諾を得たるものと確信し居りたるに、鼎一彌助の兩名は金五郎に右減額交渉の取次をやり居らず、其の爲め大正十五年十一月金五郎より小作米不足分として三百三十餘圓（大正八年以來小作米九俵一斗の計算に基き）の支拂を訴求せられ、次で動産假差押を受くるに至りたるが、被告人靜馬父子は平金五郎と争訟するの不利なるを思ひ、中島敬太郎に依頼して金五郎と交渉せしめ、結局大正十五年十二月より昭和二年一月迄の間二回に亘り合計金二百五十餘圓を庄作より金五郎に支拂ひ示談解決するに至れり、然るに被告人靜馬は是義務なき出金を強要せられたるものなりと做し、右金五郎の所爲に對する憤懣の情に堪へず、金五郎を威嚇して金員を交付せしめ以て其の報復を爲さんことを企て、之を豫て兄事せる被告人宇戸彦七に圖り、茲に右被告人兩名金五郎を恐喝せむことを共謀し、先づ被告人靜馬に於て、昭和二年三月二十日正午過頃前平金五郎方に到り、同人に對し、小作米を一年に付三俵宛詐欺し居る故其の返還を爲すべしと迫り、次で被告人彦七亦同日午後八時頃右金五郎方に到り、同人及其の妻ナカに對し、實は今日靜馬の姉婿が自分方に來り、靜馬が昨夜書置をして出て居る故如何なる事をするか判らぬ、早く行つて見て呉

れ、相手は門前の平金五郎と云ひ、其の傍より下女が靜馬は自分方の箆筒の抽斗から切物を持って出たと云ひたるより、自分は一分遅れても怎んな事が出來するか判らぬと考へ、軌道は十四、五分も間があつたので自動車で來た次第なるが、靜馬は自分の云ふ事は能く肯く旨申向け、靜馬は更に金五郎に對し小作米を詐欺して人に恥を搔かせたと怒鳴、立上つて同人に打蒐る體を爲し、果ては懷中より短刀を拔出して金五郎の頭部に振上げ其の身體に危害を加ふるもの如き氣勢を示し、彦七の言と相俟つて金五郎を畏怖せしめたる上、被告人彦七に於て仲裁に藉口し金五郎より酒代名義の下に、金五拾圓及大正十五年度の小作米皆濟と認めたる中島庄作宛小作米免除證書一通の交付を受け、

第二、被告人宇戸彦七は大正十五年三月頃佐賀縣藤津郡鹿島町大島保太郎の同町高津原朝日通りに於ける病院建築工事を請負ひたるも、其の後資金缺乏の爲め、同年九月頃右請負契約は解除せられ、該建築は保太郎の直轄に移り、被告人彦七は其の配下の職人と共に日傭として右建築工事に従事し居りたる處、其の進行捗々しからざりしより、保太郎に於ては同年十二月二十日頃工事中止を名として、被告人彦七並其の部下の職人を解雇し、昭和二年二月末頃更に廣川萬壽美に殘建築を請負はしめ、同人の手により他の大工を雇入れ、被告人彦七を排して工事を進むるに至りし

が之を聞知したる被告人彦七は右大島、廣川等の所爲は孰れも自己の面目を蹂躪するものとして憤り、被告人中島静馬及配下の宇戸龜五郎、佐藤七藏、梶山佐平、馬場竹次郎、篠島伊代吉等を自宅に招致し、前示建築工場に到り多衆の威力を示して、右廣川萬壽美に暴行を加へ、更に大島保太郎方に殺到して同人に對し元通り被告人及其配下の職人を使用する様嚴談し、併せて賃金残額の支拂を請求せんことを共謀し、昭和二年三月二十五日被告人彦七、静馬外右五名自動車を驅つて前示大島の建築場に到り、被告人彦七、静馬に於て廣川の所在を索めたるも不在なりしが、同所に居合せたる佐官植松熊八の姿を見るや、職人道德を知つて居るかど罵り、右兩被告人交々手拳を以て同人の顔面を毆打し、以て共同暴行を加へ、

第三、暴行後、被告人彦七、静馬は前示目的の下に、更に右龜五郎外四名と共に自動車を驅つて鹿島町鹿島座前なる大島保太郎の住居に到り、家人の許諾を得ず故なく玄關口より同家宅内に侵入したるも、終に保太郎に面談するの機を得ざりしものなり。

第四、被告人井上信一は、前示の如く平金五郎が被告人静馬の父中島庄作に對し財産假差押を爲し、其の末示談金を領得したる件に付、被告人静馬に於て事茲に至れるは平鼎一が小作料減額の依頼を金五郎に取次がざりし結果と做し、深く鼎一に含む所ある由聞知するや、之を奇貨として鼎一

を恐喝し、仲裁に藉口して金員を交付せしめんことを企て、昭和二年二月十日午前三時頃佐賀縣藤津郡古枝村字鮎越六百九十三番地平鼎一方門前に於て、同人に今日濱の静馬方に行きたるに同家には親族會議ありて静馬は身體一本を親から貰ふ事となりたり、静馬は於前に會へば何も言はずに直は殺して仕舞はふと思ひ居るに相違ない、親族會議などで大分出費し居る故、山口彌助と話し合ひ捌く方が宜からうと申向け、暗に危害を避けんが爲めには金員供與を要する旨喝かし置き、其の後被告人静馬等に於て鼎一を詰責すべく極力其の所在を搜索し居たる折柄、被告人信一は更に鼎一の知人釘尾安太郎に通じて、静馬等は鼎一の搜索費用に金を使ひ居る故、其の額の篤まらぬ内金にて示談する方利益なるべしと説き、以て鼎一の畏怖を深からしめ、因て同年四月末頃被告人居宅に於て、鼎一より示談金及謝金名義の下に金五拾圓の交付を受けたるものなり。

良奈		第一區		第二區		上告		職業		氏名		犯時	
暴力	罪名	檢察	結果	檢察	結果	檢察	結果	農	木虎忠治郎	三	三	三	三
罰六十圓		見事	了	見事	了	見事	了						
三、七、二		年月日	結果	年月日	結果	年月日	結果						
罰六十圓													
罰六十圓				罰六十圓									
				三、九、三									
				罰六十圓									

犯罪事實(公訴)

被告木虎忠治郎は日本農民組合奈良縣聯合會北葛城百濟支部長なる處、被告以下百餘名を包容する同支部員に於ては出井藤治外約二十餘名の地主が百濟農事合名會社を設立し、小作人に對し小作米全納土地返還請求の内容證明郵便を辯護士を以て送達し來りたるに憤慨し居たる折柄、昭和二年五月十二日午後四時頃居村大字稻葉成太郎方に於て右出井藤治に會したるに乘じ、同人に對し何時遣付けるか知れぬ、出たら遣付ける、ごうせ血の雨を降らさねば片付かぬ、俺が犠牲となり命令して來た鍬、鎌を以て公然と遣付けると告知し、以て右支部員多數を召集し、其團體の威力を以て、出井藤治の生命身體に危害を加ふべく脅迫したり。

山松		第 一 區 審		第 二 區 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡		
治安警	罪 名	西 條	第 一 區 審	第 二 區 審	上 告 審	職 業	氏 名	犯 時	年 齡	僧 侶	林 田 哲 雄	元
察	意 見	結 果	結 果	結 果	結 果							
圓 罰 二十	三、四、三〇	圓 罰 二十	三、六、三〇	圓 罰 二十								

犯 罪 事 實 (公 訴)

被告は、僧侶の身として酒色に耽り素行修まらず其の本務を抛つて常に水平運動、勞働問題等に干與し、近時は専ら農民運動に没頭して小作爭議の煽動を事とし、日本農民組合愛媛聯合會小松支

部を設立して自ら其支部長となり、管下農民組合に於ける最高幹部を以て目せられ、思想竝に勞働の要視察人なるところ、同支部組合員同町尾上兵吉が、地主塩出石之助より田一反三畝十二歩外一筆を大正十五年度一ヶ年間の約束にて小作中、右期間經過せるに付小作地返還の請求を受け己に據出に於て該土地の耕作を爲すに至りたるより、被告哲雄は故なく之に異議を挟み、尾上兵吉に於て尙小作權ありと主張し、組合員の示威運動を起し、地主を威壓して該土地の占有を尾上に回復せしめんことを企て、昭和二年五月十三日自宅に於て同支部役員會を開き、槍垣源次郎外數名をして、翌日居町字新宮部落青年會堂に集合すべき旨組合員一同に通知せしめ、警察官より注意を受けたるに拘らず、屋外運動に關する制規の届出を爲さずして、同十四日午前八時頃尾上兵吉外六十名計を同所に集合し、共同耕作に藉口して右繫争地に紫雲英を播入し、同時に塩出石之助方宅前に到り萬歳を三唱する等屋外運動を爲さしめたるものなり。

奈 良		第 一 區 審		第 二 區 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡		
窃 盜	罪 名	葛 城	第 一 區 審	第 二 區 審	上 告 審	職 業	氏 名	犯 時	年 齡	農	尾 上 龜 太 郎	四 二
懲 三 月	意 見	結 果	結 果	結 果	結 果							
三、七、二	懲 三 月	三、九、元	懲 三 月	三、九、元	懲 三 月							



小作米納入期に於ても小作人側より虫害を理由として小作料六割五分減を要求し、地主側が之を拒絶したるより争議となり被告人等小作人側に於て其小作料より支拂はざりし爲め、前記内山常太郎、寺井慶治、高木伊作等は被告人等小作人に對し、大阪地方裁判所及大阪區裁判所に小作料請求耕地明渡請求等の訴訟を提起し、更に昭和二年五月十日被告人等に賃貸せる耕地に立入禁止の假處分を爲したり。茲に於て、被告人等は多數共同して地主の許に押し寄せ行き、右立入禁止假處分の解除手續を爲さしめんことを共謀し、

第一、被告人武雄、彌三郎、富吉は他十數名と共に昭和二年五月十八日居村なる山田下字尺谷千六百七十七番地の田に於て耕作中なりし内山常太郎の許に押掛け行き、同人に立入禁止假處分の解除方を申迫りたるも拒絶せられたるより、右被告人三名共同して、前記内山常太郎を手にて高さ約十五尺の畔より田に突き落し、更に之を追ひ行きたる上各手を以て同人を毆打し、因て其頭部及下足部に治療五日間を要する打撲傷並に刺傷を負はしめ、

第二、被告人種吉、留吉は前同日他十數名と共に居村の寺井慶治が自宅納屋前に於て仕事を爲し居りたる處へ押寄せ行き、立入禁止假處分の解除方を申迫りたるも、同人に於て之に應せざりしより、右被告人兩名共同して前記寺井慶治を手にて突き及同人の手を引張り、以て暴行を加へ、

第三、被告人馬吉、寅吉、新次郎は前同日外十數名と共に居村なる山田下字月光五百五十二番の田にて仕事となりし高木伊作の許に押寄せ行き、先づ被告人新次郎より同人に對し立入禁止札を抜かざるに於ては最後に決心ある旨申告して脅迫し、立入禁止解除手續を爲さしめむとしたるも、右高木伊作に於て之に應せざるや、被告人馬吉、寅吉は手にて同人を其附近の溜池内に落とし込み暴行を加へ、被告人留吉は前記高木伊作が右溜池内より這ひ出て同所より約一丁を距りたる地點迄逃げ延びたる際、足を懸けて同人を路上に倒し、因て同人の胸部に治療一週日を要する打撲傷を負はしめたるものなり。

良奈		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職業	氏 名	犯時
差押標 示無効	罰五十 圓	罰五 圓	罰二十 圓	罰二十 圓	罰二十 圓	罰二十 圓	罰二十 圓	農	伊田カム	犯時
意見	結了	結了	結了	結了	結了	結了	結了			年齢
意見	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			
結果	結果	結果	結果	結果	結果	結果	結果			

犯罪事實(判決)

被告人カムは伊田元次郎の妻なるが、夫元次郎に於て南葛城郡秋津村大字條秋津農事合名會社より賃借耕作せる同大字百六十七番地田九畝五步、同百八十七番地田二畝二十二步、同二百十六番地







高松		罪名	第 一 地 方 審	第 二 審	上 告 審	職 業	氏 名	年 齡	犯 時
意 見 事 結 果	結 了 日 結 果								
同	同	騒擾	懲一年六月	三、三、三	懲一年三月	同	上村佐五郎	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	杉澤博吉	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	大林熊太	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	川西一郎	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	岩崎岩美	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	爲廣菊一	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	宮井進一	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	池田三千秋	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	大林千太郎	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	明尾新太郎	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	宮西吉太郎	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	横井爲次	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	高畑久太郎	三	三
同	同	同	懲一年	同	懲一年三月	同	高畑覺美	三	三

高松		罪名	第 一 地 方 審	第 二 審	上 告 審	職 業	氏 名	年 齡	犯 時
意 見 事 結 果	結 了 日 結 果								
同	同	放火	懲八年	三、七、二	懲五年	同	平井小治郎	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	入江清一	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	田邊治郎吉	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	岸上又八	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	鹽田嘉太郎	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	山崎一義	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	寺岡末一	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	大山定一	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	上林利行	三	三
同	同	同	懲八年	同	懲五年	同	喜田岩吉	三	三

犯罪事實(判決)

被告人上村佐五郎、川西一郎は日本農民組合香川縣聯合會土器副支部長、被告人岩崎岩美は同支部委員、被告人杉澤博吉は同聯合會坂本出張所書記、被告人大林熊太は同聯合會坂本支部幹部、被告人爲廣菊一は同聯合會本部書記、被告人宮井進一は同聯合會琴平出張所書記、被告人池田三千秋は同聯合會陶村出張所書記、被告人大林千太郎は同聯合會坂本支部執行委員、被告人喜田岩吉は同

支部書記、被告人宮西吉太郎は同支部組員、被告人高畑久太郎、高畑覺美は何れも土器支部委員、被告人入江清一、田邊治郎吉、岸上又八、山崎一義、大山定一は何れも同支部組員、其餘の被告人等は非組員なるも其父兄が組合に加入し、又は同組合に關係ありて、何れも組合の爲に奔走するものなる處、

土器村字西村居住の小作人上村佐五郎等約七十名は、曩に大正十四年十二月頃日本農民組合に加入し、地主に對し小作料四割の減額を要求し其の容るる所とならざるや、相結末して小作料を納付せざる爲、地主は大正十五年七月以降小作人の動産又は稻立毛の差押を爲し、小作人側亦稻立毛の青刈等の方法に依りて之に對抗し、爭議愈々悪化しつつありし折柄、

同村地主眞鍋豊行外五名は昭和二年六月一日早朝佐五郎外十四名の小作田地合計二町五反餘畝歩に對し、突然土地立入禁止の假處分を爲したるを以て、組員の驚愕一方ならず早朝より續々同村農民會館に集合して之が對策を講じたり、其の際被告人杉澤博吉、上村佐五郎、大林熊太、川西一郎、岩崎岩美等の幹部は特に其の對策に付謀議したるが、被告人博吉、佐五郎は組員多衆を同會館に集合して演說會を開催し、大に地主を糾弾し、尙松明數十本を準備せしめ夜間共同耕作を爲すと稱して耕作地に赴く途中、組員多衆に於て松明を振翳し、立入禁止を爲したる地主方附近に殺倒し

地主を脅迫せば相當の効果ある可しと主唱し、被告人熊太、一郎、岩美は之に賛同し、佐五郎は岩美一郎と共に其の道順をも定め、佐五郎、岩美は右謀議に基き被告人平井小治郎等に命じて、松明約五十本を用意せしめ、尙被告人博吉、佐五郎は急を他の支部に報じて應援を求め、約三百名の組員集合したるを以て、同日午後五時半頃より演說會を開き被告人佐五郎、博吉外十四名の辯士は何れも立入禁止の不當なることを絶叫し、地主の無謀を攻撃し、組員は益々團結して之に對抗し、組合の威力を示す可きことを演說し聽衆の反抗心を煽りたるを以て、演說會終了前既に不穩の狀況を呈し居りたるが松明に火を點じ、同會館より直ちに前記豫定の道順に従ひ、各地主方附近に赴くことは警察當局に於て之を許さざる虞れありたるを以て、佐五郎は豫定の道順を變更し、一旦耕作地に赴き其の上にて地主方を襲ふことに決定し、其の旨被告人岩美に申含め豫め耕作地に假裝せる田地二個所に松明を配置點火せしめ置き、同日午後八時三十分頃演說會終了するや、組員に對し耕作地に赴く可しと命令したるより、組員約三百名は數旒の支部旗を押立て、多くは鎌を腰にし農民歌又は勞働歌を高唱して氣勢を擧げ、新道路を南に進み塩田熊吉の小作田地を経て、上村佐郎の小作田地に集合したる處、佐五郎は此等群衆に對し稻の刈取を命ずることなく、松明を持ち「サア掛レ」と號令したるより多衆組員等は松明を携帯せる被告人平井小治郎を先頭に「ヤレ〜ワツシ

ヨ／＼と叫びつつ、中立森野杉太郎方前より地主肥谷秀一方西側に殺倒し「地主の鯨鯨出て来い、打殺してやる」「此火を見よ」と絶叫し、或は松明を軒近く打振り門戸を叩き投石する等の暴行を爲し、尙内百數十名は松明を振翳し「ワツシヨ／＼、ヤレ／＼」と叫び、秀一方を一週して之を脅迫し、其の途中森野杉太郎方にも投して、更に舊道に出て北の方順次地主武田善吉方肥谷義博方を襲ひて、同様の暴行脅迫に及び、尙二三十名は中立高畑兼三郎方邸内に押寄せ、木片又は小石を投付け、或は罵詈し、次で地主龜井壽彰、佐名木隆重、中立高畑利直方を順次に襲ひて、同様の暴行脅迫を爲し、殊に佐名木方門戸には多数の小石を投付け、騒擾を爲したるものにして之が騒擾を爲すに際り、第一、被告人上村佐五郎、杉澤博吉、大林熊太、川西一郎、岩崎岩美は前示の如く農民會館に於て地主糾弾演説會を開き、地主に對する多数組合員の反抗心を煽り名を夜間の共同耕作に藉り數十本の松明を振翳し、多衆を以て地主方を襲ひ之を脅迫す可きことを主唱畫策して、其の首魁となり、尙佐五郎は自己の耕作地附近に於て多衆に對し「サア掛レ」と指揮號令し、博吉、一郎、岩美、熊太等は多衆と共に前示騒擾を爲し、博吉、熊太、一郎は「ヤレ／＼、ワツシヨ／＼」と叫び岩美は松明を押立てて各其の氣勢を擧げ、

第二、(一) 被告人爲廣菊一は多衆の先頭となり「ヤレ／＼、ワツシヨ／＼」と叫びて肥谷秀一方を一

週し、尙同様の掛聲を立て其他の地主方に押寄せ、

- (二) 被告人宮井進一は「ワツシヨ／＼行ケ／＼」と叫びながら地主方に迫り、多衆中約二、三十名の一隊が高畑兼三郎方邸内に押寄せたる際、同家附近に於て「ヤレ／＼」と叫び、
- (三) 被告人池田三千秋は多衆中約二、三十名の一隊が高畑兼三郎方邸内に押寄せたる際、宮井進一其の他の者と共に同家附近に於て「ヤレ／＼」と叫び、
- (四) 被告人大林千太郎は多衆が松明を打振り「ワツシヨ／＼」と叫びて肥谷秀一方其の他の地主に迫りたる際「ヤレ／＼」の掛け聲に調子を合せメデー歌を高唱して其の氣勢を擧げ、
- (五) 被告人明尾新太郎は多衆の先頭に立ち「ワツシヨ／＼」と叫びて肥谷秀一方を一週し、尙「ヤレ／＼、ワツシヨ／＼」と叫びて他の地主に迫り、且佐々木隆重方邸宅の表門の戸に投石して之を損壊し、
- (六) 被告人喜田岩吉は支部旗を携へ鎌を以て旗竿を叩きつつ「ヤレ／＼、ドン／＼」と叫び、高畑兼三郎方に投石し、
- (七) 被告人宮西吉太郎は「行ケ行ケ」と叫び約二三十名の者と共に高畑兼三郎方邸内に押寄せ、足を以て同家入口の戸を蹴り、

- (八) 被告人横井篤次は大正八年十二月八日大阪地方裁判所に於て懲役八年（大正十三年勅令第十號に依り懲役六年二十一日に變更）に處せられ、本件犯行前其の刑の執行を了りたるに拘らず、多衆が右肥谷秀一方を一週し森野杉太郎方前道路を通過する際、墓地邊にて萬歳を高唱し、尙「ワツシヨ〜、ヤレ〜」と叫び、
- (九) 被告人高畑久太郎は松明を押立て「ヤレ〜ワツシヨ〜」と叫びて多衆と共に地主武田善吉方に押寄せ、
- (十) 被告人高畑覺美は松明を押立て「ワツシヨ〜ヤレ〜」惡地主と叫びながら多衆と共に肥谷秀一方に押寄せ、
- (十一) 被告人平井小治郎は松明を押立て多衆の先頭となり「ワツシヨ〜ヤレ〜」と叫び、メデーの歌を高唱して地主肥谷秀一方を一週し、武田善吉、肥谷義博、高畑兼三郎方前に於て「鮫鱈出テ來イ」と怒鳴り、且肥谷義博方、佐名木隆重方に各投石し、
- (十二) 被告人入江清一は多衆と共に佐名木隆重方に押寄せ「コラ出テ失セ」と叫びて同人方に投石し、
- (十三) 被告人田邊治郎吉は松明を持ちて多衆と共に地主方を襲ひ、高畑兼三郎方前に於て「ヤレ〜」と叫び、且高畑利直方便所と母家との間に外より松明を突入れ「後家島出テ來イ之ヲ見ヨ」と怒

- 鳴り、肥谷義博方、佐名木隆重方に投石し、
- (十四) 被告人岸上又八は「ヤレ〜、ワツシヨ〜」と叫び多衆と共に肥谷秀一方其の他の地主を襲ひ佐名木隆重方に投石し、
- (十五) 被告人塩田嘉太郎は「ワツシヨ〜、ヤレ〜」と叫びて、松明を押立て多衆と共に肥谷義博、龜井壽彰方に押寄せ同義博方に投石し、
- (十六) 被告人山崎一義は「ワツシヨ〜、ヤレ〜」と叫び、松明を打振り多衆と共に肥谷義博方に押寄せ「ヤレ〜」と叫び、
- (十七) 被告人寺岡末一は「ヤレ〜」と叫びて、多衆と共に肥谷秀一方を一週し同人方土堀内に松明を突出し、
- (十八) 被告人大山定一は松明を打振り「ヤレ〜、ワツシヨ〜鮫鱈〜」と叫び、肥谷秀一方を一週し、尙森野杉太郎方、肥谷義博方、龜井壽彰方に投石し、
- (十九) 被告人上林利行は「ワツシヨ、ワツシヨ、ヤレ〜」と叫びながら、多衆と共に肥谷秀一方其の他の地主を襲ひ肥谷義博方、高畑兼三郎方、龜井壽彰方、高畑利直方に投石し、以て其の勢を助け、